

令和5年

防災消防年報

(令和6年作成)

岩手県復興防災部消防安全課

ご利用にあたって

この年報は、令和5年（年度）中に調査を行った、岩手県内で発生した火災や災害の状況及びそれに対応する消防力の現況等を集録したものです。

※集録内容により、集計区分が年と年度で異なります。

1 火災の定義

ここにいう火災とは、人の意図に反して発生若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するためには消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするものをいう。

2 火災の種類

次の種別に区分する。ただし、火災の種類が2以上複合するときは、損害額の大なるものとする。

- (1) 建物火災 建物又はその収容物が焼損した火災をいう。
- (2) 林野火災 森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。
- (3) 車両火災 原動機によって運航することができる車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいう。
- (4) 船舶火災 船舶又はその積載物が焼損した火災をいう。
- (5) 航空機火災 航空機又はその積載物が焼損した火災をいう。
- (6) その他の火災 (1)～(5)までに掲げる火災以外の火災をいう。

3 火災の損害

火災の損害とは、火災によって受けた直接的な損害（人の死傷及び物の被害）をいい、消火のために要した経費、焼跡整理費、り災のための休業による損失等の間接的な損害を除く。

損害額は、り災地における時価による。

4 焼損棟数

- (1) 全焼 建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の70%以上のもの、又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいう。
- (2) 半焼 建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の20%以上のもので、全焼に該当しないものをいう。
- (3) 部分焼 建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の20%未満のもので、ぼやに該当しないものをいう。
- (4) ぼや 建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の10%未満であり、焼損床面積・焼損表面積がそれぞれ1㎡未満のもの、又は収容物のみを焼損したものをいう。

5 り災世帯

- (1) 全損 建物の火災損害額がり災前の建物の評価額の70%以上のものをいう。
- (2) 半損 建物の火災損害額がり災前の建物の評価額の20%以上で全焼に該当しないものをいう。
- (3) 小損 建物の火災損害額がり災前の建物の評価額の20%未満のものをいう。

6 死者及び負傷者

- (1) 「死者」又は「負傷者」とは、火災現場において火災に直接起因して、死亡した者（病死者を除く。）又は負傷した者をいう。
- (2) 消防吏員、消防団員及び消防活動に関係ある者については、火災を覚知したときより現場を引き上げる時までの間に死亡及び負傷した者をそれぞれ死者又は負傷者という。

7 消防力の基準

市町村の消防力の整備の基準として人員及び資機材施設について定めた基準
(令和元年度消防施設整備計画に関する実態調査による)

8 救急事故の種別

- (1) 火災事故 火災現場において直接火災に起因して生じた事故をいう。
- (2) 自然災害事故 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、雪崩、地すべり、その他の異常な自然現象に起因する災害による事故をいう。
- (3) 水難事故 水泳中（運動競技によるものを除く。）の溺者又は水中転落等による事故をいう。
- (4) 交通事故 全ての交通機関相互の衝突及び接触又は単一事故若しくは歩行者等が交通機関に接触したこと等による事故をいう。
- (5) 労働災害事故 各種工場、事務所、作業所、工事現場等において就業中発生した事故をいう。
- (6) 運動競技事故 運動競技の実施中に発生した事故で、直接運動競技を実施している者、審判員及び関係者等の事故（ただし、観覧中の者が直接に運動競技用具等によって負傷した者は含み、競技場内の混乱による事故等は含まない。）をいう。
- (7) 一般負傷 他に分類されない不慮の事故をいう。
- (8) 加害 故意に他人によって障害等を加えられた事故をいう。
- (9) 自損行為 故意に自分自身に障害等を加えた事故をいう。
- (10) 急病 疾病によるもので、救急業務として行ったものをいう。
- (11) その他 転院搬送、医師・看護婦搬送、医療資機材等の輸送、その他のもの（傷病者不搬送件数のうち分類不能なもの及び誤報、いたずら等で救急事故等の不明なものを含む。）をいう。

9 救急患者の障害程度

- (1) 死亡 初診時において、死亡が確認されたもの
- (2) 重症 傷病の程度が三週間以上の入院加療を必要とするもの
- (3) 中等症 傷病の程度が入院を必要とするもので重症に至らないもの
- (4) 軽症 傷病の程度が入院加療を必要としないもの

10 救急患者の年齢区分

- (1) 新生児 生後 28 日未満の者
- (2) 乳幼児 生後 28 日以上満 7 歳未満の者
- (3) 少年 満 7 歳以上満 18 歳未満の者
- (4) 成人 満 18 歳以上満 65 歳未満の者
- (5) 老人 満 65 歳以上の者

令和5年

(令和6年作成)

防災消防年報

目 次

第1章 火災・災害の概況

第1節 火災の概況

1	概説	1
2	出火件数	1
(1)	火災種別出火状況	1
(2)	月別・四季別出火状況	2
3	出火率	2
4	覚知方法	2
5	初期消火の状況	3
6	死者	3
7	焼損面積	4
8	損害額	4
9	火災の原因	5

第2節 災害の概況

1	災害の概況	6
2	災害対策本部及び災害警戒本部の設置状況	6

第2章 消防の組織と活動

第1節 消防体制

1	消防力	10
(1)	消防組織と人員	10
(2)	消防施設	11
2	消防活動	12
3	消防財政	14
4	消防団員の処遇	14
(1)	報酬・出勤手当	14
(2)	公務災害補償制度	14
(3)	退職報償制度	15
(4)	岩手県市町村総合事務組合	15

第2節 予防行政

1	火災予防運動	17
(1)	秋季火災予防運動	17
(2)	春季火災予防運動	17
2	防火対象物の防火安全	17
(1)	防火対象物の実態と立入検査の実施状況	17
(2)	消防用設備等の設置状況	17
(3)	防火管理者制度	20
(4)	防火対象物定期点検報告制度	21
3	消防設備士制度	22
4	民間防火組織の育成	23
(1)	幼・少年消防クラブ	23
(2)	婦人消防協力隊・婦人防火クラブ	23
(3)	自主防災組織	23

第3節 危険物行政

1	危険物規制の概要	24
2	危険物施設（製造所・貯蔵所・取扱所）の現況	24
3	危険物取扱者の状況	24
(1)	危険物取扱者免状の交付状況	24
(2)	危険物取扱者保安講習の受講状況	24
4	自主保安の確立のための普及啓発	24

第4節 救急・救助体制

1	救急・救助業務実施体制の現況	27
2	救急業務の実施状況	27
(1)	救急出場件数及び搬送人員	27
(2)	医療機関別搬送状況	27
(3)	傷病程度別搬送状況	28
(4)	転送回数別搬送状況	28
3	高速道路における救急業務	29
4	救助業務の実施状況	33

第5節 教育訓練体制

1	消防学校における教育訓練	34
(1)	基本方針	34
(2)	教育実施状況	34
2	消防大学校における教育訓練	42

第3章 防災対策

第1節 災害対策

1	地域防災計画の修正	43
(1)	県地域防災計画の修正	43
(2)	市町村地域防災計画の修正	43
2	総合防災訓練	43

3	石油コンビナート等総合防災訓練	46
4	岩手県風水害対策支援チーム	47
(1)	経緯	47
(2)	取組	47
第2節 火山防災対策		
1	活動火山対策特別措置法の改正	48
2	火山活動の状況	48
3	火山防災対策	49
(1)	機上観測及び現地調査	49
(2)	岩手県の火山活動に関する検討会	49
(3)	情報提供	49
(4)	火山防災協議会の設置	49
第3節 通信管理体制		
1	防災行政無線の整備状況	53
2	防災行政無線の利用状況	55
第4節 航空防災消防体制		
1	防災ヘリコプターの任務	58
2	防災ヘリコプターの更新	58
3	防災ヘリコプターの活動内容	58
(1)	災害応急対策活動	58
(2)	消火活動	58
(3)	救助活動	58
(4)	救急活動	58
(5)	広域航空消防防災応援活動	58
(6)	災害予防活動	58
(7)	消防防災訓練活動	58
(8)	一般行政活動	58
4	運航体制	59
(1)	組織	59
(2)	運航基地	59
(3)	運航管理	59
(4)	運航日及び時間	59
5	運航の実績	59
第5節 総合防災センター		
1	総合防災センターの概要	61
2	運営	61
(1)	主な事業内容	61
(2)	開館時間	61
(3)	休館日	61
3	利用状況	61
4	指定管理者制度の導入	61

第4章 危機管理体制

1 経緯	64
(1) 岩手県危機管理対応方針の制定	64
(2) 危機管理主査の設置	64
(3) 総合防災室の設置	64
(4) 危機管理連絡会議の設置	64
(5) 防災危機管理監の設置	64
(6) 復興防災部、防災課の設置	64
2 危機管理への取り組み	65
(1) 危機管理に対する職員の意識の高揚	65
(2) 危機対応マニュアルの整備	65
(3) 危機管理に対応するための24時間危機警戒体制の実施	65

第5章 産業保安行政

1 火薬類・猟銃等の保安	67
(1) 火薬類・猟銃等規制の目的	67
(2) 火薬類・猟銃等関係事業所（製造、販売貯蔵等）の現状	67
(3) 火薬類・猟銃等関係認可等件数	67
(4) 免状の交付	68
(5) 立入検査等	68
(6) 火薬関係業務従事者に係る保安指導等の実施状況	68
(7) 火薬類事故の発生状況	69
2 高圧ガス・液化石油ガスの保安	69
(1) 高圧ガス・液化石油ガス等規制の目的	69
(2) 高圧ガス保安法関係	69
(3) 液化石油ガス法関係	70
(4) 各種免状の交付	71
(5) 高圧ガス及び液化石油ガス事故の発生状況	71
3 電気工事等の保安	72
(1) 電気工事等規制の目的	72
(2) 電気関係事業所等の現状	72
(3) 電気工事士法関係免状交付等の状況	73
(4) 立入検査の状況	73

第1章 火災・災害の概況

第1節 火災の概況

1 概説

令和5年中の火災は、総出火件数 383 件、損害額 1,730,367 千円、死者 34 人、負傷者 70 人、焼損棟数 403 棟、り災世帯数 162 世帯、建物の焼損床面積は、24,808 m²、林野の焼損面積は 435a となっている。

2 出火件数

総出火件数は、383 件で前年（341 件）に比べて 42 件の増加となり、一日当たり約 1.05 件の割合で火災が発生していることとなる。

(1) 火災種別出火状況

全火災を種別ごとにみると、建物火災が 213 件で全体の 55.6%で最も多く、次いでその他火災、車両火災、林野火災の順となっている。（表 1-1-1、図 1-1-1、図 1-1-2）

表 1-1-1 火災種別出火件数の割合

	令和5年		令和4年		比較増減	
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
建物	213	55.6	194	56.9	19	△1.3
林野	27	7.0	30	8.8	△3	△1.8
車両	37	9.7	50	14.7	△13	△5.0
船舶	2	0.5	1	0.3	1	0.2
航空機	0	0	0	0	0	0
その他	104	27.2	66	19.3	38	7.9
計	383	100	341	100	42	—

図 1-1-1 火災種別の内訳

(合計 383 件)

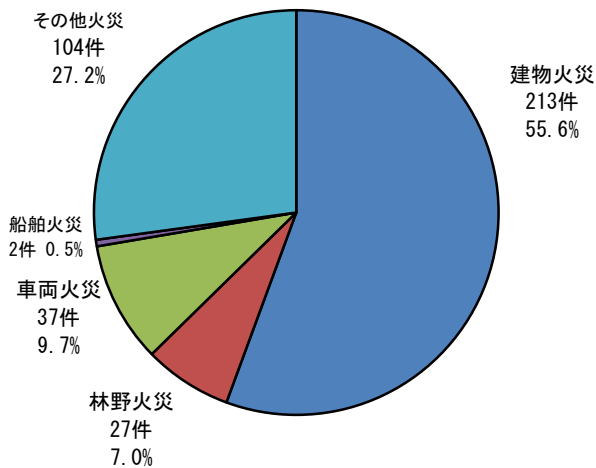
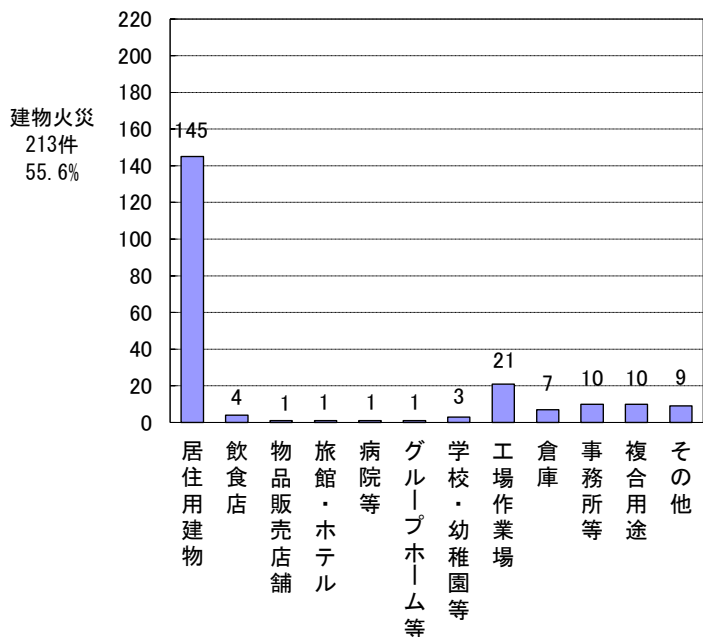


図 1-1-2 建物火災の用途別内訳

(建物合計 213 件)

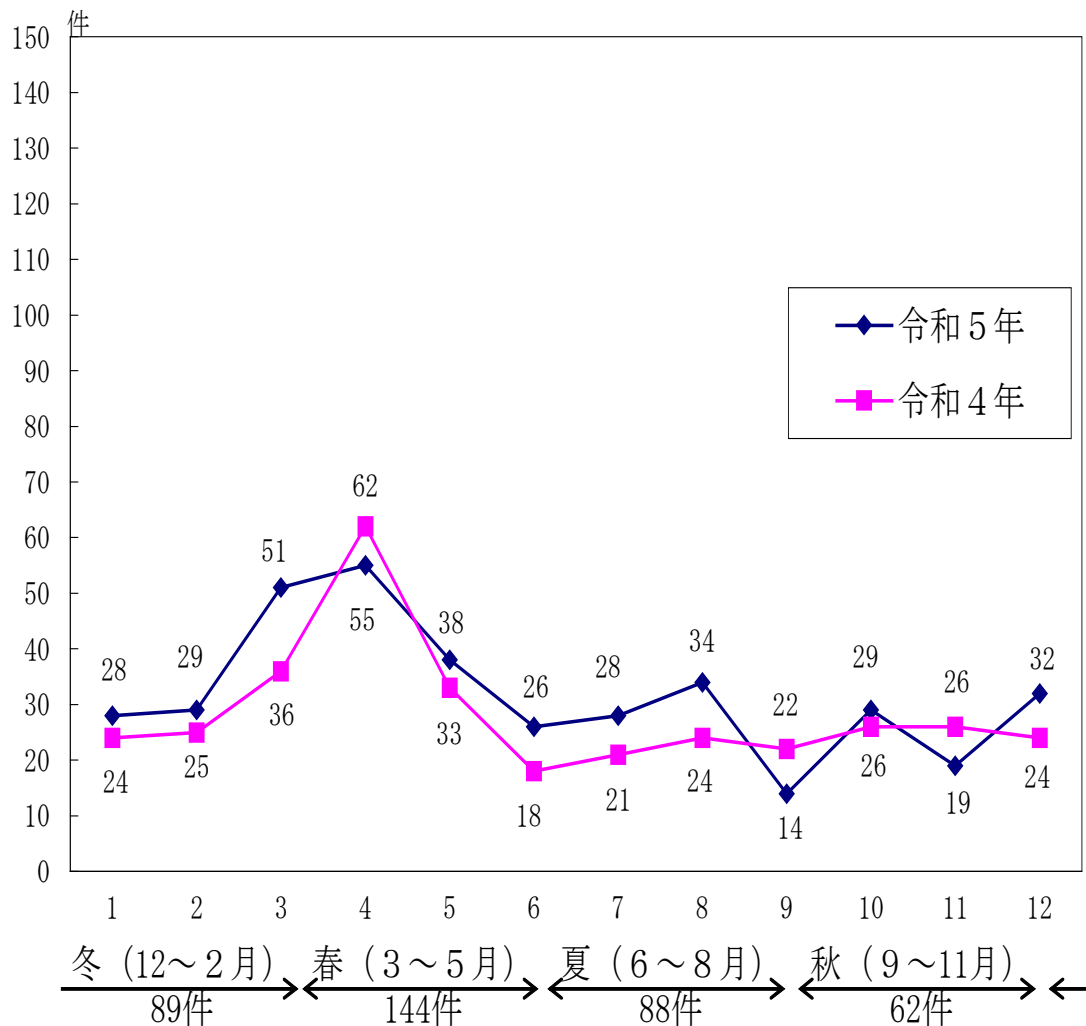


(2) 月別・四季別出火状況

出火件数を月別にみると、4月が最も多く 55 件（14.4%）、次いで3月、5月の順となっている。

また、四季別にみると、春季（3月～5月）が最も多く 37.6%を占め、次いで冬季（12月～2月）23.2%、夏季（6月～8月）23.0%、秋季（9月～11月）16.2%の順となっている。

図 1-1-3 月別・四季別出火件数



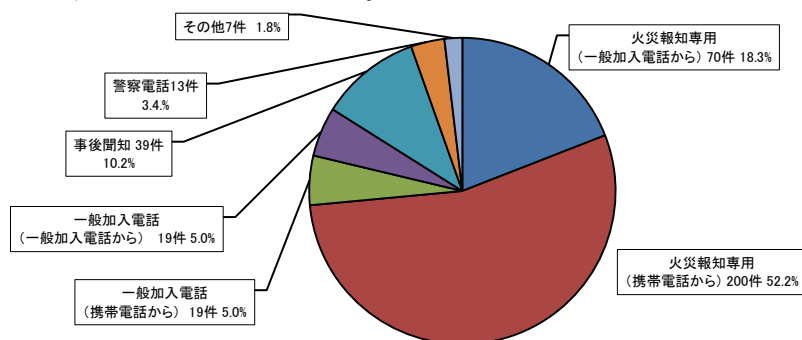
3 出火率

令和5年中の出火率（県民1万人あたりの出火件数）は、県全体で3.28ポイントとなっており、出火率が低い市町村は、紫波町0.94、大槌町0.96、盛岡市1.37、滝沢市1.82などとなっている。

4 覚知方法

総出火件数383件の覚知方法をみると、携帯電話から火災報知専用電話（119番）に通報した件数が最も多く200件（52.2%）、加入電話から火災報知専用電話（119番）に通報した件数が70件（18.3%）で、合わせて270件（70.5%）が119番に入電したことになる。

図 1-1-4 覚知方法別



5 初期消火の状況

令和5年における全火災383件のうち、240件の火災で初期消火が行われている一方、初期消火が行われなかった火災は、143件で37.3%となっている。

また、初期消火が行われた火災で火災鎮圧等に有効であった件数は101件で、全火災に対する割合は26.4%となっている。

表1-1-2 初期消火器具の使用状況

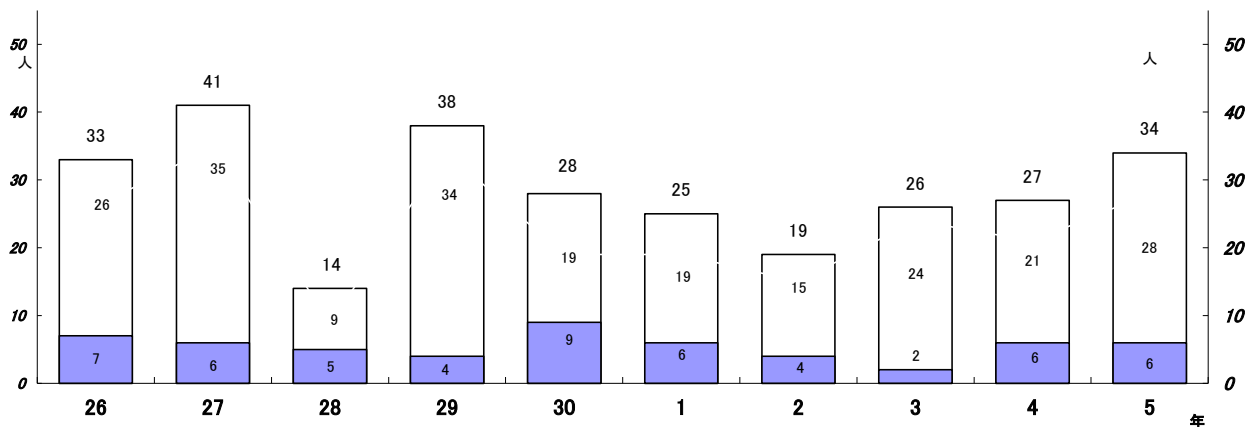
初期消火器具	件数	構成比(%)	
		うち、初期消火が有効だった件数	初期消火が有効だった割合(%)
簡易消火器具 (水バケツ等)	6	1	0.3
消火器	93	45	11.7
消火設備類	5	2	0.5
水道、浴槽、汲み置き等の水をかけた	99	39	10.2
寝具・衣類をかけた	3	2	0.5
もみ消した	7	6	1.6
その他	27	6	1.6
初期消火なし	143	—	—
合計	383	101	26.4

6 死者

火災による死者は、34人となっており、前年に比べ7人増加した。

その内訳をみると、放火自殺者が6人、放火自殺以外の焼死者が28人となっており、前年に比べ、放火自殺者の増減なく、放火自殺以外の者は7人増加した。

図1-1-5 死者の推移



(■ : 放火自殺者 □ : 放火自殺以外の死者)

7 焼損面積

建物焼損床面積は、24,808 m²で前年（32,035 m²）に比べて7,227 m²減少した。

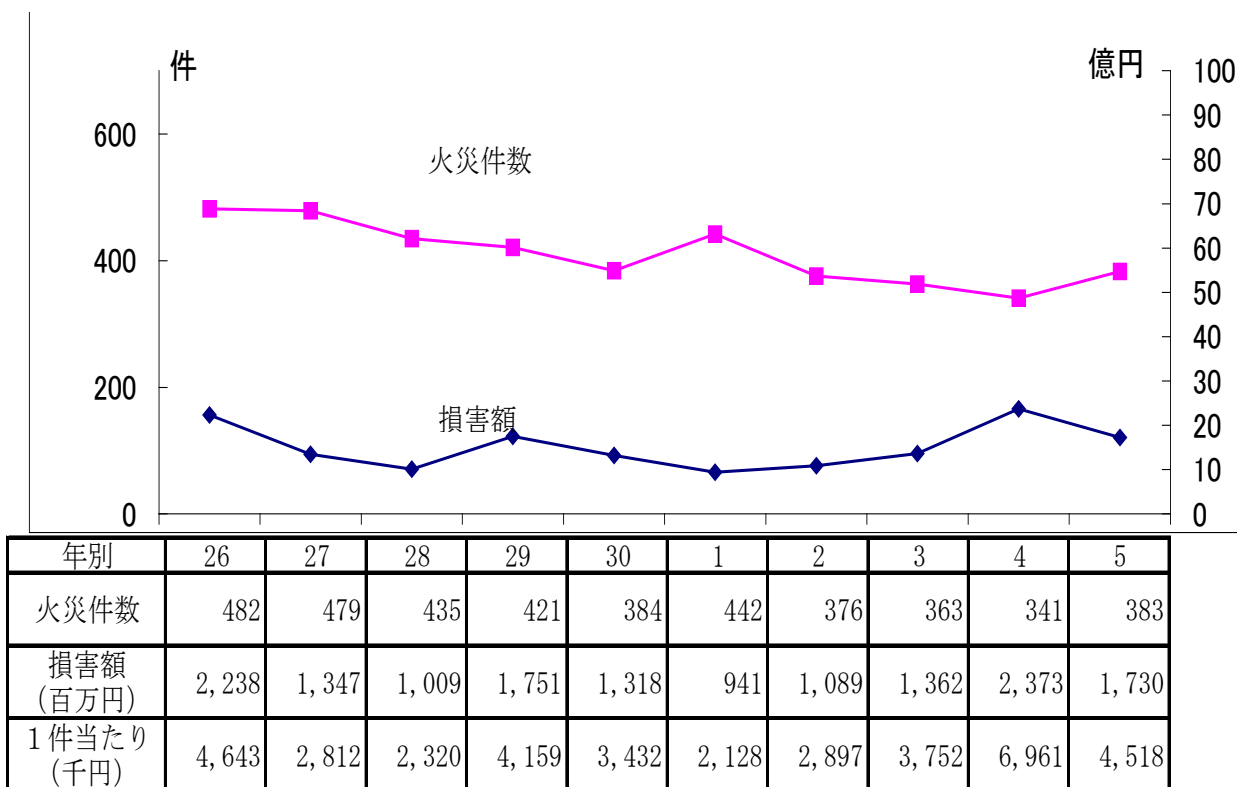
林野焼損面積は、435a で前年（1,045a）に比べて610a 減少した。

8 損害額

令和5年中における火災の損害額は、1,730,367千円で、前年に比べ643,426千円減少した。

1日当たりの損害は4,741千円（前年6,503千円）、火災1件当たり4,518千円（前年6,961千円）、県民1人当たりでは1,481円（前年1,967円）の損害が生じた計算となる。

図1-1-6 過去10年間の損害額



9 火災の原因

令和5年の総出火件数 383 件を出火原因別にみると、「火入れ」による火災が一番多く、8.1% (31 件) を占め、以下「たき火」7.6% (29 件)、「ストーブ」5.7% (22 件)、「放火」5.0% (19 件) の順となっている。

図 1-1-7 出火原因別火災発生状況

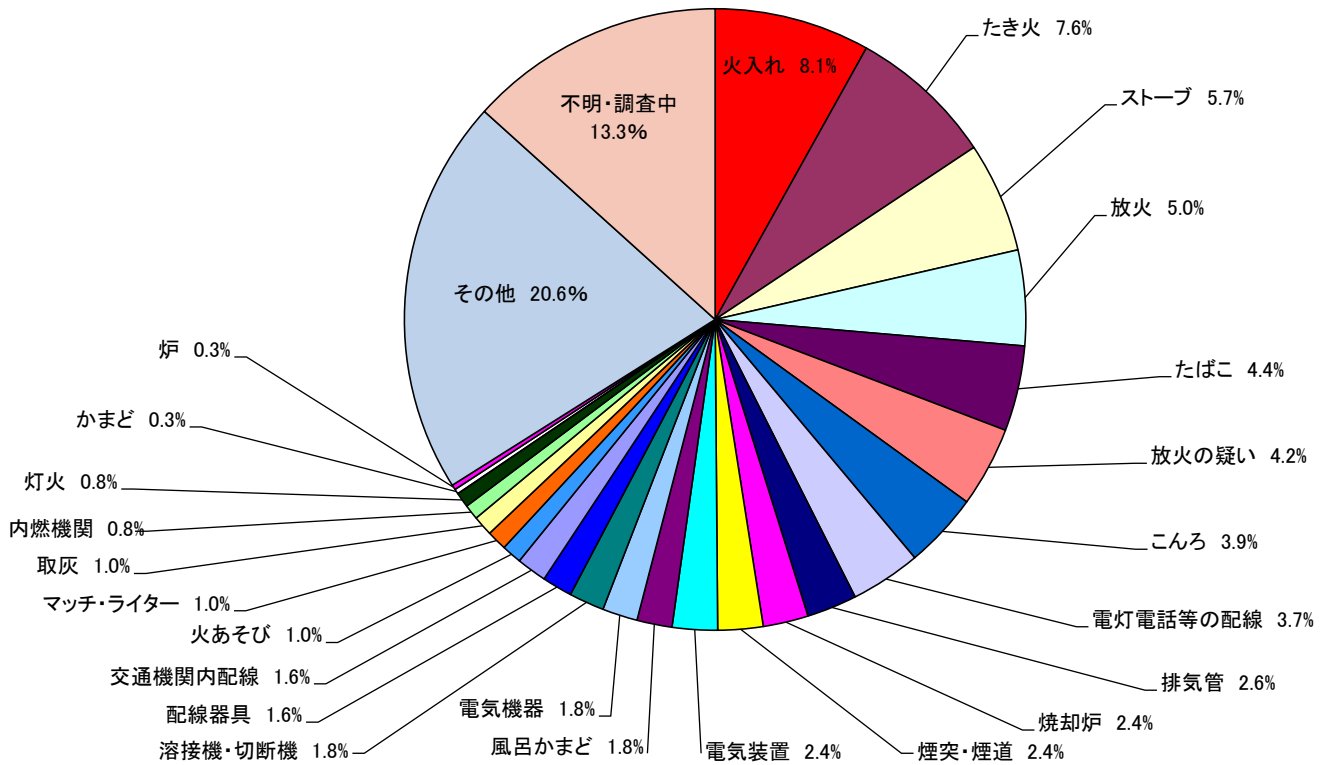


表1-1-3 出火原因別件数

(単位:件)

種別	令和5年	令和4年	増減	種別	令和5年	令和4年	増減
火入れ	31	18	13	交通機関内配線	6	10	△4
たき火	29	29	0	配線器具	6	7	△1
ストーブ	22	25	△3	取灰	4	7	△3
放火	19	13	6	火あそび	4	4	0
たばこ	17	14	3	マッチ・ライター	4	1	3
放火の疑い	16	8	8	灯火	3	5	△2
こんろ	15	15	0	内燃機関	3	1	2
電灯電話等の配線	14	7	7	炉	1	2	△1
排気管	10	16	△6	かまど	1	1	0
電気装置	9	9	0	こたつ	0	3	△3
煙突・煙道	9	7	2	ボイラー	0	1	△1
焼却炉	9	3	6	衝突の火花	0	1	△1
電気機器	7	9	△2	その他	79	81	△2
風呂かまど	7	4	3	不明・調査中	51	39	12
溶接機・切断機	7	1	6	合計	383	341	42

第2節 災害の概況

1 災害の概況

令和5年中に発生した災害は、12件で、被害総額は約30億円であった。これを前年と比較すると、災害発生件数が9件の減、負傷者6人の減、被害総額が約45億の減となっている。

表1-2-1

区 分	発生件数 (件)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	被害総額(千円)
令和5年	12	0	14	2,986,782
令和4年	21	6	92	7,457,902
増 減	△9	△6	△78	△4,471,120

2 災害対策本部及び災害警戒本部の設置状況

県では、これらの災害に対処するため、災害警戒本部等を34回設置し、延べ71日にわたり情報の収集及び応急対策の実施に努めた。

(1) 災害対策本部の設置状況

令和5年中の設置はなし。

(2) 特別警戒本部の設置状況

令和5年中の設置はなし。

(3) 警戒本部の設置状況

気象警報発令によるものが29回、地震発生によるものが5回であった。

【内訳】

- ・気象警報：29回(大雨警報 17回、洪水警報 2回、大雨・洪水警報 2回、大雪警報 1回、暴風警報 4回、暴風雪警報 2回、波浪警報 1回、)
- ・地 震：5回(震度4 5回)

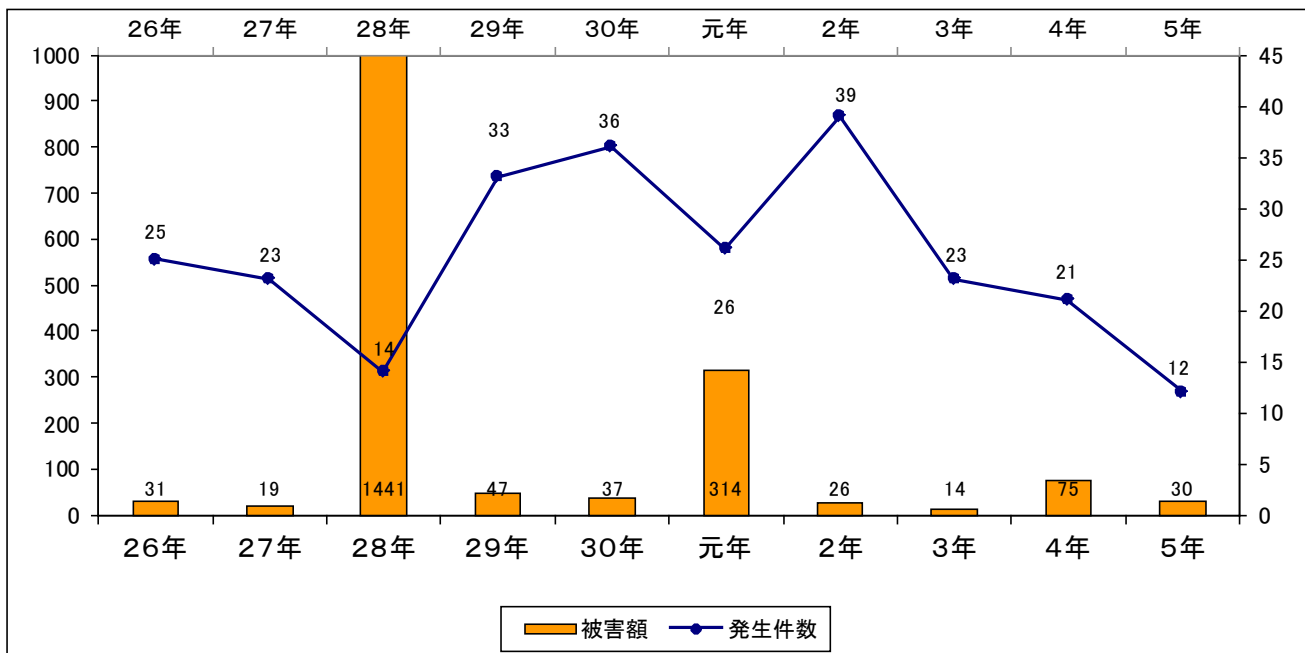
	設置日	廃止日	日数	設置事由
1	1/20	1/21	2	暴風雪警報(宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村、久慈市、普代村、洋野町、野田村)
2	1/24	1/24	1	暴風雪警報(大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町、宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村、久慈市、普代村、洋野町、野田村)
3	2/1	2/1	1	大雪警報(盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、花巻市、北上市、西和賀町)
4	3/27	3/27	1	震度4(一関市)
5	3/28	3/28	1	震度4(盛岡市)
6	4/13	4/13	1	暴風警報(盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、花巻市、北上市、遠野市、西和賀町、奥州市、金ヶ崎町、一関市、平泉町、二戸市、軽米町、九戸村、一戸町)
7	5/7	5/8	2	暴風警報(大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町)

	設置日	廃止日	日数	設置事由
8	6/16	6/16	1	大雨警報（花巻市、北上市、遠野市、奥州市、金ヶ崎町、一関市、平泉町）
9	7/15	7/17	3	大雨警報（盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、岩手町、花巻市、北上市、遠野市、西和賀町、奥州市、金ヶ崎町、宮古市、岩泉町）
10	7/17	7/20	4	大雨警報（盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、紫波町、花巻市、北上市、遠野市、西和賀町、奥州市、金ヶ崎町、宮古市、岩泉町）
11	7/20	7/21	2	洪水警報（盛岡市、岩手町、花巻市、遠野市、奥州市、金ヶ崎町、宮古市）
12	8/3	8/3	1	大雨警報（住田町）
13	8/5	8/5	1	大雨・洪水警報（盛岡市、紫波町、矢巾町、花巻市）
14	8/6	8/6	1	大雨・洪水警報（八幡平市、岩手町、岩泉町）
15	8/11	8/11	1	震度4（盛岡市、滝沢市）
16	8/12	8/13	2	大雨警報（盛岡市、葛巻町、紫波町、花巻市、遠野市、一関市、釜石市、大槌町、宮古市、山田町、岩泉町、久慈市）
17	8/13	9/6	25	大雨警報（盛岡市、葛巻町、岩手町、花巻市、北上市、遠野市、奥州市、大船渡市、住田町、釜石市、大槌町、宮古市、岩泉町、田野畑村、久慈市、普代村、洋野町、野田村、軽米町、九戸村）
18	8/17	8/17	1	大雨警報（一関市）
19	8/18	8/18	1	大雨警報（葛巻町、花巻市、北上市、遠野市、奥州市、金ヶ崎町、一関市、平泉町、宮古市、岩泉町、久慈市、二戸市、一戸町）
20	8/19	8/20	2	大雨警報（盛岡市、滝沢市、葛巻町、岩手町、花巻市、北上市、遠野市、奥州市、金ヶ崎町、一関市、平泉町、住田町、釜石市、宮古市、岩泉町、久慈市、二戸市、一戸町）
21	8/20	8/21	2	大雨警報（盛岡市、葛巻町、花巻市、遠野市、奥州市、住田町、宮古市、岩泉町、軽米町）
22	8/21	8/21	1	大雨警報（盛岡市、岩手町、遠野市、奥州市、金ヶ崎町、宮古市、岩泉町、二戸市、一戸町）
23	8/26	8/26	1	大雨警報（葛巻町）
24	8/28	8/28	1	波浪警報（大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町、宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村、久慈市、普代村、洋野町、野田村）
25	9/6	9/6	1	大雨警報（一関市）
26	9/8	9/8	1	震度4（花巻市、一関市）
27	9/9	9/9	1	大雨警報（宮古市）
28	9/10	9/10	1	大雨警報（盛岡市、岩手町）
29	9/12	9/12	1	洪水警報（雫石町）
30	9/19	9/19	1	震度4（一関市）
31	9/21	9/22	2	大雨警報（盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、岩泉町、久慈市、洋野町、二戸市、軽米町、九戸村、一戸町）
32	10/6	10/6	1	暴風警報（宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村、久慈市、普代村、洋野町、野田村）
33	10/27	10/27	1	大雨警報（宮古市）

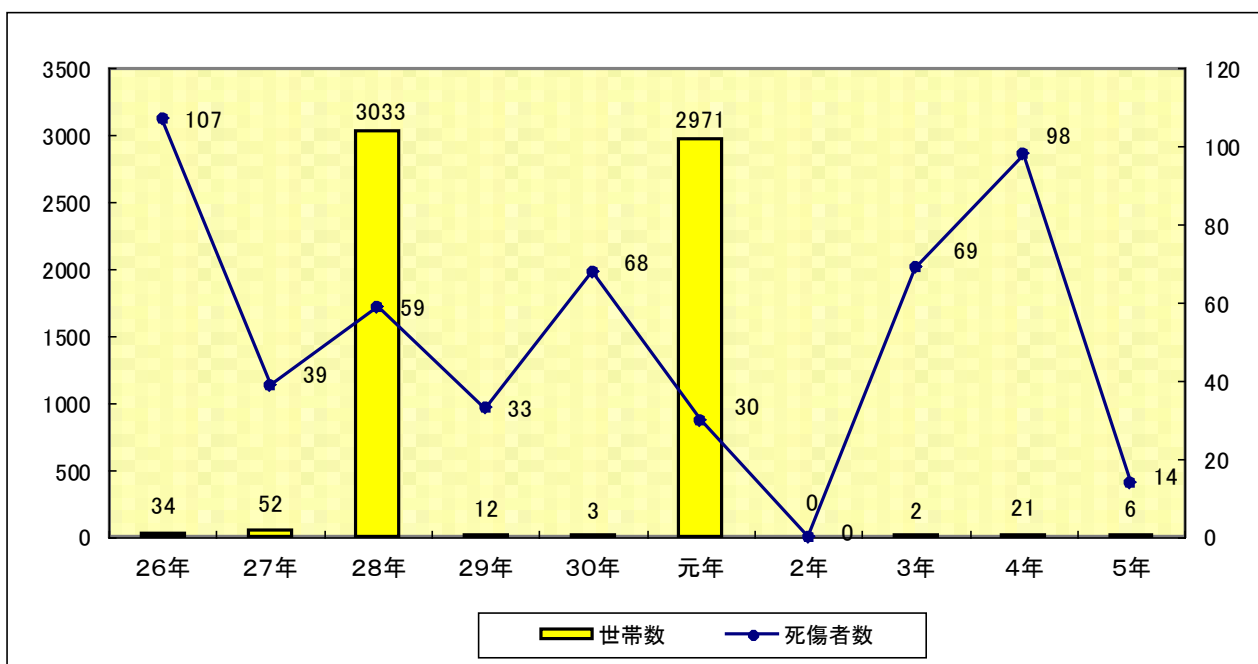
	設置日	廃止日	日数	設置事由
34	11/6	11/7	2	暴風警報（大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町、宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村、久慈市、普代村、洋野町、野田村）
計			71	

図1-2-1 年間被害額、災害発生件数、罹災世帯数、死傷者数の推移（過去10年間）

（単位：億円、件）



（単位：世帯、人）



※参考 災害1件当たりの被害が100億円を超える災害（百万円未満切り捨て）

（単位：百万円）

年	事案	被害額
昭和 56年	台風15号による暴風雨災害（8月）	93,929
61年	異常低温による道路の凍上災害（2月）	11,284
	台風10号及びその後の低気圧による大雨災害（8月）	19,095
62年	8月16日から19日にかけての大雨洪水災害	10,522
63年	8月28日から31日にかけての大雨洪水災害	37,673
	農作物冷害	30,127
平成 2年	9月19日から20日にかけての台風19号による大雨洪水災害	20,373
	11月4日から5日にかけての大雨洪水災害	21,340
3年	2月15日から17日にかけての暴風雨雪、波浪災害	13,592
	8月30日から31日にかけての台風14号による大雨洪水災害	15,013
	農作物冷害	25,761
5年	7月28日から29日にかけての大雨洪水災害	17,480
	低温・日照不足及び7月から8月にかけての異常低温災害	102,690
10年	8月26日から9月1日にかけての大雨洪水災害	20,651
	9月3日の内陸北部の地震災害（参考）	7,916
11年	7月12日から14日にかけての大雨洪水災害	13,827
	10月27日から28日にかけての大雨洪水災害	47,146
13年	2月2日～2月27日の低温による災害	19,012
14年	7月10日～12日の台風6号による災害	57,358
15年	5月26日の地震災害（三陸南地震）	10,815
	6月下旬以降の冷害	32,907
18年	2月低温による災害	12,234
	10月4日から9日にかけての暴風波浪大雨洪水による災害	16,461
20年	岩手・宮城内陸地震災害	20,960
23年	東北地方太平洋沖地震及び津波による災害（東日本大震災津波）	911,245 (確定分のみ)
25年	8月9日の大雨洪水災害	20,427
	9月16日の大雨洪水災害	11,338
28年	8月29日の台風第10号による災害	142,869
令和 元年	10月12日の台風第19号による災害	30,732

第2章 消防の組織と活動

第1節 消防体制

1 消防力

(1) 消防組織と人員

令和5年4月1日現在における県内33市町村の消防組織と人員の状況は、下表のとおりである。

表2-1-1 市町村の消防組織の現況

区 分		R 5 (A)	R 4 (B)	増減 (A)－(B)
消 防 本 部	消 防 本 部 数	12	12	－
	消 防 署 数	27	27	－
	出 張 所 数	51	51	－
	消 防 職 員 数	2,018	2,021	△3
消 防 団	消 防 団 数	33	33	－
	分 団 数	431	431	－
	消 防 団 員 数	18,857	19,674	△817

県内12消防本部のうち4消防本部は市単独で、8消防本部は一部事務組合または広域連合（構成29市町村）で消防本部署所を設置し、県内一円の災害の予防・鎮圧の活動を行っている。消防団については33消防団が設置され、地域住民の民生の安定に寄与している。

また、表2-1-1にみられるとおり、消防職員については、令和5年4月1日現在で、2,018名（R4比：3名減）となっており、消防団員は、18,857名（R4比：817名減）となっている。

近年の産業、経済の発展に伴って災害も複雑多様化し、人命の安全が強く叫ばれ、国民の生命、身体及び財産を災害から保護するという国民福祉の確保、向上に直接寄与する消防活動の中で、年々装備の近代化や消防機関の充実強化が図られてきている反面、若年人口の減少や過疎化に伴い、消防団員数の減少や団員の高齢化傾向が続いており、また、新規団員の確保が難しくなっている状況にある。

消防団が地域の防災に果たす役割は依然として大きいことから、東日本大震災津波に際し、活動中に多くの消防団員が犠牲になった教訓等を踏まえ、消防防災活動時の安全対策の確立を図るとともに、今後とも団員の確保や処遇の改善に努め、教育訓練等を通じて機能の強化及び消防職・団員の質的向上を図ることが必要である。

こうした状況に鑑み、国では、住民の積極的な参加の下に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的として、平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を制定し、消防団員の確保、処遇の改善、装備や訓練の充実について、国及び地方公共団体は必要な措置を行うことが義務付けられたところである。

表2-1-2は消防本部、消防署、消防団の人員等についてその推移を示したものである。

表 2-1-2 消防組織、消防職員、消防団員の推移（各年 4 月 1 日現在）

区分		年次									
		H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
消防本部 ・署の部	消防本部数	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	消防署数	26	26	26	26	27	27	27	27	27	27
	出張所数	51	51	51	52	51	51	50	51	51	51
	消防職員数	1,960	1,986	1,972	1,992	2,002	1,990	1,998	2,018	2,021	2,018
消防団の部	消防団数	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
	消防団員数	22,411	22,125	22,202	21,863	21,755	21,254	20,908	20,335	19,674	18,857

(2) 消防施設

消防機械器具、消防水利等の消防施設は毎年、整備、強化を図っているが、近年、複雑多様化している火災、その他の災害に十分対処するためには、今後ともさらに消防施設の強化、近代化を図らなければならない。

ア 消防機械

消防機械の保有状況は、表 2-1-3 のとおりである。

危険物火災、高層建物火災等の特殊災害に対処するため、特に都市部においては化学車、はしご車等の特殊消防自動車、機械の整備促進が必要である。

表 2-1-3 消防機械の推移（各年 4 月 1 日現在）

単位：台

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
消防ポンプ自動車	581	580	578	577	578	575	573	569	569	566
水そう付消防ポンプ自動車	88	90	91	92	91	91	91	92	93	92
小型動力ポンプ	1,104	1,100	1,092	1,092	1,092	1,088	1,081	1,048	1,053	1,031
はしご付消防自動車 30M級以上	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
屈折はしご付 消防ポンプ・消防自動車	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5
化学車	13	13	12	12	12	12	12	12	12	12
救助工作車	15	14	14	15	15	15	15	15	15	15
救急自動車	99	99	100	100	101	101	102	101	102	102

イ 消防水利

消防水利は、火災鎮圧のために消防機械とともに不可欠のもので「消防水利の基準」に適合するものを消防水利としている。

この消防水利には人口水利（消火栓、防火水槽、プール等）と自然水利（河川、池、沼等）が上げられる。表 2-1-4 は県内の消防水利の現況である。

自然水利は、渇水期、排水期には使用が困難になり、目的を十分に果たせないことが多く、一方、都市開発に伴う市街地、密集地の数の増加、区域の拡大に伴う水利需要に応じた水利施設の整備を図る必要がある。

表 2-1-4 消防水利の状況

(各年 4 月 1 日現在)

区 分		H26	H27	H28	H29	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	
消火栓	公設	18,960	18,702	18,896	19,144	19,404	19,558	19,903	20,043	20,422	20,468	
	私設	660	667	673	650	654	632	619	621	633	630	
	小計	19,620	19,369	19,569	19,794	20,058	20,190	20,522	20,664	21,055	21,098	
防火水槽	公設	100m ³ 以上	32	36	36	37	37	40	40	40	41	38
		40~100m ³ 未満	7,772	7,815	7,574	7,565	7,658	7,585	7,539	7,548	7,568	7,555
		20~40m ³ 未満	1,505	1,386	1,301	1,315	1,304	1,287	1,491	1,495	1,491	1,481
	私設	100m ³ 以上	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		40~100m ³ 未満	272	259	243	247	250	245	241	232	254	255
		20~40m ³ 未満	32	30	28	65	64	63	58	58	68	72
	小計	100m ³ 以上	35	37	37	38	38	41	41	41	42	39
		40~100m ³ 未満	8,044	8,074	7,817	7,812	7,908	7,830	7,780	7,780	7,822	7,810
		20~40m ³ 未満	1,537	1,416	1,329	1,380	1,368	1,350	1,549	1,553	1,559	1,553
井戸	公設	49	41	38	36	83	40	39	36	36	36	
	私設	7	6	9	9	9	5	5	4	4	5	
	小計	56	47	47	45	92	45	44	40	40	41	
その他	河川・溝等	204	189	185	133	129	113	117	115	87	81	
	海・湖	94	41	16	19	26	15	35	29	22	22	
	プール	271	265	266	260	261	255	261	251	244	232	
	濠・池等	120	116	112	71	71	69	66	66	68	68	
	下水道等	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	
	その他	27	72	61	72	73	73	16	16	16	22	
	小計	717	684	641	556	561	526	495	477	437	425	
現水利	28,416	28,164	28,064	28,200	28,565	29,456	30,431	30,555	30,534	30,563		

(注) 現水利には、「消防水利の基準」に適合しているものを計上している。

2 消防活動

消防活動は、国民の生命、身体及び財産を火災から保護し、火災又は地震等の災害による被害を軽減し、もって安寧秩序の保持と社会公共の福祉に資することを究極の目的（消防法第 1 条より）としているため、消防活動は非常に多岐にわたっている。

令和 4 年中に火災及び風水害等の災害の防除に出動した県内の消防職員・団員の状況を示すのが表 2-1-5、出動延人員 449,875 人、出動回数 104,735 回となっている。

出動回数を出動別にみると、救急が 52.5% で最も多く、その他（警察への協力、危険排除等）19.7%、広報・指導 9.3%、予防査察 7.9%、特別警戒 3.7%、演習訓練 2.3%、警防調査 2.0% の順となっている。

表 2-1-5 消防職員及び消防団員の出動状況 (単位：回・人) (R4. 1. 1～R4.12.31)

種別	区分	消防職員	消防団員	計	構成比(%)
火 災	回数	455	358	813	0.8
	延人数	4,849	14,487	19,336	4.3
救 急	回数	54,968	0	54,968	52.5
	延人数	166,400	0	166,400	37.0
救 助	回数	597	0	597	0.6
	延人数	5,645	0	5,645	1.3
風水害等の災害	回数	94	128	222	0.2
	延人数	371	6,283	6,654	1.5
演習訓練	回数	930	1,521	2,451	2.3
	延人数	4,169	52,121	56,290	12.5
広報・指導	回数	6,324	3,411	9,735	9.3
	延人数	16,302	21,508	37,810	8.4
警防調査	回数	1,989	56	2,045	2.0
	延人数	5,454	6,986	12,440	2.8
火災調査	回数	417	0	417	0.4
	延人数	1,861	0	1,861	0.4
特別警戒	回数	2,172	1,696	3,868	3.7
	延人数	4,760	42,527	47,287	10.5
捜 索	回数	42	30	72	0.1
	延人数	182	685	867	0.2
予防査察	回数	8,256	5	8,261	7.9
	延人数	18,560	549	19,109	4.2
誤報等	回数	554	67	621	0.6
	延人数	4,243	1,000	5,243	1.2
その他	回数	18,544	2,121	20,665	19.7
	延人数	44,477	26,456	70,933	15.8
計	回数	95,342	9,393	104,735	100.0
	延人数	277,273	172,602	449,875	100.0

表 2-1-6 消防職員及び消防団員の公務による死傷者数 (単位：人) (R4. 1. 1～R4.12.31)

種別	区分	消防職員	消防団員	計	構成比(%)
火災	死者				
	負傷者		7	7	24.1
救急救助業務	死者				
	負傷者	2		2	6.9
風水害等の災害	死者				
	負傷者				
演習訓練	死者				
	負傷者	10	7	17	58.6
特別警戒	死者				
	負傷者				
捜索	死者				
	負傷者				
その他	死者				
	負傷者	2	1	3	10.3
計	死者				
	負傷者	14	15	29	100.0

3 消防財政

消防の任務は、災害の複雑・多様化、大規模化に伴い質的に高く、量的に増大していることから、国、県及び市町村の三者が一体となって強力に財政措置の充実を図り、消防施設、人員を確保し、その装備も近代化していく必要がある。

平成 20 年度以降における普通会計決算額に占める消防費の割合は、表 2-1-7 のとおりである。

表 2-1-7 普通会計に占める消防費の割合 (単位：千円、%)

年度	区分	普通会計決算額(A)	消防費決算額(B)	割合(B)/(A)
平成 20 年度		561,710,766	23,605,079	4.2
平成 21 年度		608,791,035	24,209,152	4.0
平成 22 年度		618,530,968	23,290,040	3.8
平成 23 年度		802,228,978	29,575,939	3.7
平成 24 年度		1,157,532,116	28,588,685	2.5
平成 25 年度		1,033,754,371	26,487,353	2.6
平成 26 年度		984,560,450	28,511,160	2.9
平成 27 年度		934,746,551	27,995,917	3.0
平成 28 年度		1,027,199,329	28,716,721	2.8
平成 29 年度		882,869,013	27,368,598	3.1
平成 30 年度		831,927,075	27,541,918	3.3
令和元年度		805,895,052	28,963,328	3.6
令和 2 年度		927,500,364	28,456,991	3.0
令和 3 年度		776,607,544	27,710,424	3.6
令和 4 年度		758,344,172	26,618,856	3.5

※ 出典：総務省

令和 4 年度の市町村の普通会計に占める消防費は、普通会計決算額 758,344,172 千円に対し、消防費は、決算額 26,618,856 千円、その割合は 3.5%となっている。前年度と比較すると、普通会計決算額で 18,263,372 千円の減、消防費は 1,091,568 千円の減となっている。

市町村における令和 4 年度消防費の住民一人当たりの平均負担額は、約 22,888 円となっている。

4 消防団員の処遇

消防団員の処遇としては、消防責務の重要性を考慮し、報酬・出動手当、公務災害補償、退職報償金の支給などが行われている。

(1) 報酬・出動手当

報酬等の支給については、市町村の条例により定められており、令和 5 年 4 月 1 日現在における各市町村の報酬等の額は、資料 2-1-8 階級別非常勤消防団員の報酬年額等のとおりである。

(2) 公務災害補償制度

昭和 26 年に消防組織法が改正され、消防団員が公務により災害を受けた場合は、市町村が補償することとなった。また、昭和 31 年に非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令が公布され、

公務災害補償の統一基準が定められた。更に、同年消防団員等公務災害補償等共済基金法が制定され、損害補償に関する市町村の支払責任共済制度として基金が設立された。

この適用を受けるものは、消防団員ばかりでなく、消防法第 36 条の 3 の規定により消防作業に従事した者、または救急業務に協力した者等、水防法第 6 条の 2 の規定による非常勤の水防団員及び同法第 34 条の規定による水防に従事した者、並びに災害対策基本法第 84 条第 1 項の規定による応急措置の業務に従事した一般の住民で、損害を受けた者も適用を受けることができる。

(3) 退職報償制度

ア 退職報償金制度

消防団員が退職した場合、その労苦に報いるために、昭和 39 年に消防組織法の改正と同時に、消防団員等公務災害補償等共済基金法、同法施行令が改正され、退職報償金制度が確立された。

退職報償金は、消防団員として 5 年以上勤続し退職した場合（死亡した場合は遺族）に市町村がその者に対して支給するもので、その基準は表 2-1-8 によるものである。

表 2-1-8 退職報償金支給額表 (単位：千円)

勤続年数 階級	5 年以上	10 年以上	15 年以上	20 年以上	25 年以上	30 年以上
	10 年未満	15 年未満	20 年未満	25 年未満	30 年未満	
団 長	239	344	459	594	779	979
副 団 長	229	329	429	534	709	909
分 団 長	219	318	413	513	659	849
副 分 団 長	214	303	388	478	624	809
部長及び班長	204	283	358	438	564	734
団 員	200	264	334	409	519	689

イ 消防庁長官の退職報償

消防庁は、消防の活動あるいは勤務の特殊性を考慮し、その労に報いるため昭和 36 年に退職消防団員報償規程を制定した。消防団員として 15 年以上勤続し退職した場合は、下記の区分により消防庁長官から記念品（銀杯）と賞状が贈られる。

1 号報償…25 年以上勤務して退職した場合

2 号報償…15 年以上 25 年未満勤続して退職した場合

(4) 岩手県市町村総合事務組合

消防団員が職務遂行中において損害を受けた場合の公務災害補償制度については、さきに述べたとおりであるが、この制度の適確な運用と実施を図るため、地方自治法施行令第 211 条第 2 項の規定に基づき、共同処理する岩手県市町村総合事務組合を設立した。

ア 組合の名称

岩手県市町村総合事務組合

イ 組合の所在地

盛岡市山王町 4-1（岩手県自治会館内）

ウ 加入市町村

14 市 15 町 4 村 計 33 市町村

エ 組合事務の主な内容

- (ア) 消防団員の公務災害等による損害補償に関する事務
- (イ) 消防団員の退職報償金に関する事務
- (ウ) 消防団員の賞じゅつ金に関する事務

第2節 予 防 行 政

1 火災予防運動

近年、建築物の密集、高層化並びに生活様式の変化などに伴い、火災等の災害の要因が複雑多様化している。

このような状況において、火災等の災害を未然に防止するためには、県民の一人一人が日頃から防災の重要性を自覚し、自主的な防災活動を積極的に実践することが何よりも大切であることから、火災予防運動の実施項目を中心に、県民に対する防火意識の普及宣伝に努めている。

(1) 秋季火災予防運動（令和5年11月9日～11月15日）

【重点目標】

- ・住宅防火対策の推進
- ・乾燥時及び強風時火災発生防止対策の推進
- ・木造飲食店等が密集する地域に対する防火指導の推進
- ・放火火災防止対策の推進
- ・特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- ・製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- ・多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

(2) 春季火災予防運動（令和6年3月1日～令和6年3月7日）

【重点目標】

- ・住宅防火対策の推進
- ・乾燥時及び強風時火災発生防止対策の推進
- ・木造飲食店等が密集する地域に対する防火指導の推進
- ・放火火災防止対策の推進
- ・特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- ・製品火災の発生防止に向けた取組みの推進
- ・多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- ・林野火災予防対策の推進

2 防火対象物の防火安全

(1) 防火対象物の実態と立入検査の実施状況

令和5年3月31日現在における県内の防火対象物数（消防法施行令別表第1(1)項から(16)の2)項に掲げるもの（延べ面積が150㎡以上のもの。）及び(17)項及び(18)項に掲げるもの。）は、54,293件となっている。（表2-2-1）

また、消防法第4条に基づき、県内の各消防本部が防火対象物の立入検査を行った件数は、20,543件となっており、この立入検査の実施状況をみると、(1)項イ（劇場等）、(2)項ロ（遊技場等）、(5)項イ（旅館等）、(6)項イ（診療所等）、(10)項（停車場）、(17)項（重要文化財等）が高い実施率となっており、不特定多数の者が出入りする防火対象物に対して重点的な立入査察が行われている。

(2) 消防用設備等の設置状況

令和5年3月31日現在における県内の主な消防用設備等の設置状況は、表2-2-2のとおりとなっている。

表 2-2-1 防火対象物数及び立入検査の実施状況

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

防火対象物の区分			防火対象物数 (件)	立入検査数 (件)	実施率 (%)
1	イ	劇場等	106	83	78.3%
	ロ	公会堂等	1,359	743	54.7%
2	イ	キャバレー等	1	0	0.0%
	ロ	遊技場等	101	59	58.4%
	ハ	風俗営業店舗等	0	0	0.0%
	ニ	個室型店舗等	19	10	52.6%
3	イ	料理店等	25	13	52.0%
	ロ	飲食店	926	530	57.2%
4		百貨店等	2,079	1,119	53.8%
5	イ	旅館等	754	631	83.7%
	ロ	共同住宅等	12,085	2,338	19.3%
6	イ	(1) 病院等	51	29	56.9%
		(2) 診療所等	17	30	176.5%
		(3) 小規模病院、小規模診療所等	114	62	54.4%
		(4) 無床診療所	631	261	41.4%
	ロ	(1) 有料老人ホーム	771	356	46.2%
		(2) 生活保護者施設 (救護施設)	1	0	0.0%
		(3) 児童施設 (乳児院)	3	3	100.0%
		(4) 障害児施設	11	3	27.3%
		(5) 障害者施設	85	37	43.5%
	ハ	(1) 老人デイサービス	339	159	46.9%
		(2) 生活保護者施設 (更生施設)	4	2	50.0%
		(3) 児童施設 (保育所)	535	298	55.7%
		(4) 障害児施設 (デイサービス)	55	27	49.1%
		(5) 障害者支援施設	392	183	46.7%
	ニ	幼稚園等	140	41	29.3%
7		学校	1,743	491	28.2%
8		図書館等	176	69	39.2%
9	イ	特殊浴場	7	4	57.1%
	ロ	一般浴場	50	29	58.0%
10		停車場	56	51	91.1%
11		神社・寺院等	695	341	49.1%
12	イ	工場等	6,276	1,575	25.1%
	ロ	テレビスタジオ等	7	1	14.3%
13	イ	駐車場等	710	476	67.0%
	ロ	航空機格納庫	4	0	0.0%
14		倉庫	5,414	3,317	61.3%
15		事務所等	12,607	5,251	41.7%
16	イ	複合用途 (特定)	3,404	1,377	40.5%
	ロ	複合用途 (一般)	2,359	424	18.0%
16の2		地下街	1	0	0.0%
16の3		準地下街	0	0	0.0%
17		文化財	164	120	73.2%
18		アーケード	16	0	0.0%
計			54,293	20,543	37.8%

表2-2-2 主な消防用設備等の設置状況

(令和5年3月31日現在)

防火対象物の区分		自動火災報知設備			屋内消火栓設備			スプリンクラー設備			消防機関に通報する火災報知設備			非常警報設備			
		対象物数(件)	適合数(件)	適合率(%)	対象物数(件)	適合数(件)	適合率(%)	対象物数(件)	適合数(件)	適合率(%)	対象物数(件)	適合数(件)	適合率(%)	対象物数(件)	適合数(件)	適合率(%)	
1	イ 劇場等	92	92	100.0%	38	38	100.0%	18	18	100.0%	83	83	100.0%	124	124	100.0%	
	ロ 公会堂等	578	578	100.0%	156	156	100.0%	18	18	100.0%	310	310	100.0%	1,445	1,437	99.4%	
2	イ キャバレー等	0	0	0%	0	0	0%	0	0	0%	0	0	0%	0	0	0%	
	ロ 遊技場等	97	97	100.0%	35	35	100.0%	2	2	100.0%	87	87	100.0%	64	64	100.0%	
	ハ 風俗営業店舗等	0	0	0%	1	1	0%	0	0	0%	0	0	0%	0	0	0%	
	ニ 個室型店舗等	20	20	100.0%	0	0	0%	0	0	0%	11	11	100.0%	5	5	100.0%	
3	イ 料理店等	22	22	100.0%	4	4	100.0%	0	0	0%	2	2	100.0%	7	7	100.0%	
	ロ 飲食店	408	408	100.0%	15	15	100.0%	0	0	0%	34	34	100.0%	326	322	98.8%	
4	百貨店等	1,235	1,234	99.9%	246	245	99.6%	57	57	100.0%	821	821	100.0%	581	581	100.0%	
5	イ 旅館等	1,253	1,248	99.6%	183	183	100.0%	33	33	100.0%	355	354	99.7%	212	212	100.0%	
	ロ 共同住宅等	2,129	2,128	100.0%	377	377	100.0%	59	59	100.0%	858	857	99.9%	352	352	100.0%	
6	イ	(1)病院等	65	65	100.0%	25	25	100.0%	49	44	89.8%	41	41	100.0%	42	42	100.0%
		(2)診療所等	17	17	100.0%	4	4	100.0%	11	10	90.9%	15	15	100.0%	1	1	100.0%
		(3)小規模病院等	112	112	100.0%	38	38	100.0%	33	33	100.0%	102	102	100.0%	44	44	100.0%
		(4)無床診療所	292	292	100.0%	11	11	100.0%	1	1	100.0%	133	132	99.2%	74	74	100.0%
	ロ	(1)有料老人ホーム	777	777	100.0%	91	91	100.0%	757	757	100.0%	764	764	100.0%	113	113	100.0%
		(2)生活保護者救護施設	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	0	0	0%
		(3)児童施設(乳児院)	3	3	100.0%	2	2	0%	2	2	100.0%	5	5	100.0%	0	0	0%
		(4)障害児施設	17	17	100.0%	4	4	100.0%	17	17	100.0%	18	18	100.0%	4	4	100.0%
		(5)障害者施設	96	96	100.0%	18	18	100.0%	87	87	100.0%	95	95	100.0%	9	9	100.0%
	ハ	(1)老人デイサービス	266	266	100.0%	15	15	100.0%	18	18	100.0%	106	106	100.0%	47	47	100.0%
		(2)生活保護者更生施設	3	3	100.0%	0	0	0%	0	0	0%	1	1	100.0%	0	0	0%
		(3)児童施設(保育所)	437	437	100.0%	79	79	100.0%	0	0	0%	248	248	100.0%	73	73	100.0%
		(4)障害児施設(デイサービス)	15	15	100.0%	0	0	0%	0	0	0%	5	5	100.0%	6	5	83.3%
		(5)害者支援施設	370	370	100.0%	11	11	100.0%	6	6	100.0%	91	91	100.0%	23	23	100.0%
	ニ 幼稚園等	129	129	100.0%	46	46	100.0%	0	0	0%	115	115	100.0%	27	27	100.0%	
7	学校	1,358	1,357	99.9%	1,015	1,013	99.8%	0	0	0%	816	816	100.0%	409	409	100.0%	
8	図書館等	100	100	100.0%	38	38	100.0%	0	0	0.0%	54	54	100.0%	54	54	100.0%	
9	イ 特殊浴場	7	7	100.0%	7	7	100.0%	1	1	100.0%	5	5	100.0%	3	3	100.0%	
	ロ 一般浴場	31	31	100.0%	11	11	100.0%	0	0	0%	8	8	100.0%	19	19	100.0%	
10	停車場	27	27	100.0%	8	8	100.0%	0	0	0%	11	11	100.0%	2	2	100.0%	
11	神社・寺院等	95	95	100.0%	43	43	100.0%	0	0	0%	136	136	100.0%	358	354	98.9%	
12	イ 工場等	2,911	2,885	99.1%	891	867	97.3%	2	2	100.0%	2,349	2,345	99.8%	101	101	100.0%	
	ロ テレビスタジオ等	5	5	100.0%	17	17	100.0%	0	0	0%	3	3	100.0%	0	0	0%	
13	イ 駐車場等	171	171	100.0%	2	2	100.0%	0	0	0%	52	52	100.0%	1	1	100.0%	
	ロ 航空機格納庫	4	4	100.0%	0	0	0%	0	0	0%	31	31	100.0%	0	0	0%	
14	倉庫	1,674	1,659	99.1%	408	390	95.6%	3	3	100.0%	637	631	99.1%	22	22	100.0%	
15	事務所等	2,991	2,987	99.9%	2,005	2,001	99.8%	6	6	100.0%	1,180	1,174	99.5%	1,087	1,080	99.4%	
16	イ 複合用途(特定)	2,255	2,253	99.9%	234	233	99.6%	172	172	100.0%	548	547	99.8%	627	621	99.0%	
	ロ 複合用途(一般)	373	369	98.9%	86	81	94.2%	2	2	100.0%	135	135	100.0%	160	159	99.4%	
16の2	地下街	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	
16の3	準地下街	0	0	0%	0	0	0%	0	0	0%	0	0	0%	0	0	0%	
17	文化財	166	159	95.8%	7	7	0%	0	0	0%	13	13	100.0%	15	12	80.0%	
18	アーケード	0	0	0%	0	0	0%	0	0	0%	0	0	0%	0	0	0%	
計		20,603	20,537	99.7%	6,173	6,118	99.1%	1,356	1,350	99.6%	10,280	10,260	99.8%	6,438	6,404	99.5%	

(3) 防火管理者制度

学校、病院、工場、百貨店、地下街等の多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物で、一定の資格を有する者の中から防火管理者を選任し、消防計画の作成、その消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施など、防火管理上必要な業務を実施させなければならない防火対象物の状況等は、次の表のとおりである。

表 2-2-3 防火管理者選任等状況 (令和 5 年 3 月 31 日現在)

区 分	選任義務防火 対 象 物 数 (A)	選任している 防火対象物数 (B)	選任率 (%) (B) / (A)	消 防 計 画 作 成 済防火対象物数 (C)	作成率 (%) (C) / (A)
甲種	9,333	9,054	97.0	8,947	95.9
乙種	2,739	2,446	89.3	2,397	87.5
計	12,072	11,500	95.3	11,344	94.0

また、防火対象物の規模に応じた甲種及び乙種防火管理者の資格取得講習等について、県内各消防本部が実施した状況は、次の表のとおりである。

表 2-2-4 防火管理者資格取得講習 (令和 5 年 3 月 31 日現在)

区 分	回 数	修 了 者 数
甲種	新規講習	4 287 人
	再講習	9 246 人
乙種	3 37 人	
計	16 570 人	

※ 甲種防火管理講習の欄中、再講習は、甲種防火管理者が資格取得講習を修了してから 5 年以内に受講することが義務付けられている講習

(4) 防火対象物定期点検報告制度

収容人員が 300 人以上で不特定多数の者が利用する防火対象物等は、その管理について権原を有する者が防火対象物点検資格者による点検を行なわせ、その結果を消防機関に報告することが義務付けられており、県内の防火対象物定期点検制度が該当する防火対象物数については、第 1 号該当（収容人員が 300 人以上の防火対象物）が 1,470 件、第 2 号該当（3 階以上の建築物で、階段が 2 以上設けられていない防火対象物）が 173 件となっている。

表 2-2-5 防火対象物定期点検報告等の状況 (令和 5 年 3 月 31 日現在)

防火対象物の区分			点検を要する防火対象物					
			第 1 号該当			第 2 号該当		
			対 象 物 数	報 告 済 数	特例認定 済件数	対 象 物 数	報 告 済 数	特例認定 済件数
1	イ	劇場等	65	34	17	0	0	0
	ロ	公会堂等	446	157	211	0	0	0
2	イ	キャバレー等	0	0	0	0	0	0
	ロ	遊技場等	57	25	24	0	0	0
	ハ	風俗営業店舗等	0	0	0	0	0	0
	ニ	個室型店舗等	4	3	1	0	0	0
3	イ	料理店等	0	0	0	1	1	0
	ロ	飲食店	9	6	0	25	14	0
4		百貨店等	299	123	105	11	10	2
5	イ	旅館等	86	24	41	29	7	13
6	イ	(1)病院等	18	6	7	0	0	0
		(2)診療所等	0	0	0	3	2	1
		(3)小規模病院等	18	3	14	6	2	4
		(4)無床診療所	2	0	2	7	3	4
	ロ	(1)有料老人ホーム	2	0	2	4	0	4
		(2)生活保護者救護施設	0	0	0	0	0	0
		(3)児童施設（乳児院）	0	0	0	0	0	0
		(4)障害児施設	0	0	0	0	0	0
		(5)障害者施設	0	0	0	0	0	0
	ハ	(1)老人デイサービス	0	0	0	2	0	2
		(2)生活保護者更生施設	0	0	0	0	0	0
		(3)児童施設（保育所）	3	0	3	0	0	0
		(4)障害児施設（デイサービス）	0	0	0	1	1	0
		(5)障害者支援施設	1	0	1	2	2	0
ニ	幼稚園等	4	0	3	1	0	1	
9	イ	特殊浴場	2	1	1	0	0	0
16	イ	複合用途（特定）	454	128	194	81	56	3
合 計			1,470	510	626	173	98	34

3 消防設備士制度

消防用設備等の工事又は整備を行うことができる消防設備士の試験は、昭和 60 年度から岩手県知事の委任を受けた 一般財団法人 消防試験研究センター が実施しており、令和 5 年度は、732 人が受験して 213 人が合格し、令和 6 年 3 月末までに累計 14,364 件の消防設備士免状を交付している。

表 2-2-6 消防設備士試験の受験者と免状交付の状況

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

区 分	令 和 5 年 度						免状交付数累計	
	甲 種			乙 種			甲 種	乙 種
	受験者 数(人)	合格者 数(人)	免 状 交付数	受験者 数(人)	合格者 数(人)	免 状 交付数		
特 類	3	1	4	—	—	—	33	—
第 1 類	86	11	15	24	8	4	1,348	509
第 2 類	18	8	6	6	2	1	225	81
第 3 類	26	6	5	6	1	3	242	101
第 4 類	144	29	34	72	14	20	3,231	1,098
第 5 類	25	2	2	15	4	6	356	293
第 6 類	—	—	—	216	70	80	—	3,943
第 7 類	—	—	—	91	57	17	—	2,904
計	302	57	66	430	156	131	5,435	8,929
						合 計	14,364 件	

また、消防設備士免状の交付を受けている者に義務付けられている消防設備士講習は、一般財団法人岩手県防災保安協会に平成 4 年度から委託しており、令和 5 年度の修了者は 530 人となった。

表 2-2-7 令和 5 年度消防設備士講習修了者の状況

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

種別	消防設備	警報設備	避難設備・消火器	計
修了者数	113	219	198	530

4 民間防火組織の育成

本県の火災発生の原因は、たき火、たばこの不始末、こんろ、ストーブ等の燃焼器具等の取扱いの不注意による失火が大半を占めており、住民が常に火に対する警戒を怠らなければ大幅に減少できるものである。

したがって、日常火を取り扱う機会が多い主婦に対して防火意識の高揚を図り失火による火災を防止するため、婦人消防協力隊、婦人防火クラブ、幼年消防クラブ及び少年消防クラブの組織の拡大を図った。

昭和46年に「岩手県婦人消防連絡協議会」が結成され、さらに、昭和55年に県及び各消防本部単位に「幼年婦人防火委員会」を設置し、民間防火組織の拡大と強化を図っている。

(1) 幼・少年消防クラブ

幼・少年消防クラブに対しては、火災予防の知識を身につけさせることによって、火災を出さない意識の高揚と子供の火遊びの抑制を目的として育成指導を行っている。

(2) 婦人消防協力隊・婦人防火クラブ

家庭において火を一番多く使用する機会の多い主婦は、家庭の防火責任者として、十分な知識と初期消火技術等を取得する必要がある。こうしたことから幅広く婦人消防協力隊員等の組織の拡大強化に努めている。

表2-2-8 民間防火組織の現状

(令和5年4月1日現在)

消防本部	幼年消防クラブ		少年消防クラブ		婦人消防クラブ	
	組織数	員数	組織数	員数	組織数	員数
盛岡地区	60	3,862	47	3,164	100	13,145
宮古地区	10	439	3	61	33	3,749
一関市	26	803	15	213	9	1,426
釜石大槌地区	19	958	12	2,158	17	196
奥州金ケ崎	42	3,171	3	29	33	11,772
久慈広域連合	25	599	7	74	19	353
花巻市	35	1,983	9	283	3	504
北上地区	12	725	3	29	60	7,020
大船渡地区	15	920	13	666	11	14,015
遠野市	15	285	14	924	1	265
陸前高田市	8	99	1	84	2	371
二戸地区	9	294	5	74	38	775
県計	276	14,138	132	7,759	326	53,591

(2) 自主防災組織

令和5年4月1日現在における自主防災組織は、組織率89.0%、2,381組織、隊員数715,132人、組織内世帯数474,502世帯となっている。県では市町村と連携しながら、地域防災力の向上を図るため自主防災組織リーダー研修会開催、自主防災組織連絡会議開催、岩手県地域防災サポーター利活用等を実施するなど自主防災組織の結成、活動の活性化を目指した活動への支援を行っている。

第3節 危険物行政

1 危険物規制の概要

危険物は、消防法（昭和23年法律第186号）による分類で、発火性・引火性を有する液体・固体について、第1類から第6類に分類・指定されている。

一定数量以上の危険物の貯蔵・取扱を行う場合は、危険物施設（製造所・貯蔵所・取扱所）として位置・構造・設備を一定基準に適合させ、使用前の完成検査が必要となる。

危険物施設における危険物の取扱は、甲種又は乙種危険物取扱者の立会が義務付けられており、危険物の貯蔵・取扱・運搬もそれぞれ技術基準が定められている。

2 危険物施設（製造所・貯蔵所・取扱所）の現況

令和5年3月31日現在の県内危険物施設は、6,031箇所、前年（6,055箇所）に比較して、24件減少となった。

令和5年中の危険物施設における事故は14件発生し、前年（11件）より3件の増加となった。

表2-3-1は消防本部別の危険物施設数を、表2-3-2は危険物施設における事故発生件数の年別状況を、それぞれ表したものである。

3 危険物取扱者の状況

危険物取扱者試験は、消防法の一部改正（昭和58年12月）により、昭和60年度から岩手県知事の委任を受けた一般財団法人消防試験研究センター岩手県支部が実施している。

令和5年度は、4月から翌6年3月までの間、計25回の試験を実施し、受験者数は3,885名で合格者数1,287名、合格率33.1%であった。

(1) 危険物取扱者免状の交付状況

表2-3-3は、令和5年度の危険物取扱者免状の交付状況を表したものであり、免状交付者は令和5年度までに157,052人に達している。

(2) 危険物取扱者保安講習の受講状況

製造所・貯蔵所・取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、都道府県知事が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けなければならない（消防法第13条の23）とされている。令和5年度にこの保安講習を受講した危険物取扱者は表2-3-4のとおりである。

4 自主保安の確立のための普及啓発

危険物を取扱う各事業所における自主保安体制の確立が重要であることから、保安に対する事業者意識の高揚と啓発を図るため、危険物安全週間（令和5年6月4日～10日）において、例年の岩手県危険物安全協会連合会との共催による「令和5年度岩手県危険物安全推進大会」を開催し、セミナー、安全宣言の採択などを行ったほか、ポスターの掲示による広報等を実施した。

表2-3-1 危険物規制対象施設数（完成検査済証交付交付施設）

（単位：件）（R5.3.31現在）

施設区分 消防本部	総数 〔(1) + (2) + (3)〕	製造所 (1)	貯蔵所 (2)								取扱所 (3)						事業 所数
			小計	屋内	屋外 タンク	屋内 タンク	地下 タンク	簡易 タンク	移動 タンク	屋外	小計	給油	第一種 販売	第二種 販売	移送	一般	
盛岡地区	1,751	2	1,303	103	100	47	638	3	389	23	446	230	2	1	0	213	1,006
宮古地区	408	0	278	27	38	3	96	0	105	9	130	69	1	0	0	60	195
一関市	647	1	444	57	64	6	171	0	130	16	202	90	1	0	0	111	333
釜石大槌地区	307	0	238	22	26	2	82	0	106	0	69	33	0	0	1	35	97
奥州金ヶ崎	631	1	437	57	61	7	174	1	129	8	193	97	0	0	0	96	345
久慈広域連合	315	1	206	9	31	3	69	0	93	1	108	58	0	0	1	49	149
花巻市	450	0	327	34	46	13	129	0	104	1	123	62	1	0	0	60	260
北上地区	626	3	450	79	112	6	120	1	126	6	173	72	0	1	0	100	259
大船渡地区	281	0	187	9	32	0	61	0	80	5	94	45	0	0	0	49	119
遠野市	166	1	126	10	10	4	64	0	36	2	39	22	0	0	0	17	93
陸前高田市	66	0	39	1	8	0	17	0	13	0	27	12	0	0	0	15	38
二戸地区	334	0	225	10	23	3	97	0	90	2	109	64	0	0	0	45	206
合計	5,982	9	4,260	418	551	94	1,718	5	1,401	73	1,713	854	5	2	2	850	3,100

表2-3-2 危険物施設事故発生状況

(単位：件)

	製造所	貯蔵所	取扱所	計
平成21年	0	4	5	9
平成22年	0	3	5	8
平成23年	0	1	0	1
平成24年	0	4	8	12
平成25年	0	3	10	13
平成26年	0	5	9	14
平成27年	0	3	2	5
平成28年	0	1	6	7
平成29年	0	5	6	11
平成30年	0	3	6	9
令和元年	0	2	12	14
令和2年	0	5	5	10
令和3年	0	5	12	17
令和4年	0	5	6	11
令和5年	0	9	5	14

表2-3-3 危険物取扱者免状交付等状況

(単位：件数)

免状の区分 交付等の別	計	(内訳)							丙種
		甲種	乙種						
			第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	
令和5年度交付	1,305	26	60	55	50	714	60	65	275
書 換 え	写真以外	23							
	写真	1,569							
	うち写真+ 写真以外	53							
再交付	156								

表2-3-4 危険物取扱者保安講習受講状況

令和5年度実績

受講者数	免 状 の 種 類								
	計	甲種	乙種						丙種
			第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	
2,519人	3,671	41	103	89	103	2,220	111	103	901

(注) 免状の種類別受講者数は、延数である。

第4節 救急・救助体制

1 救急・救助業務実施体制の現況（令和5年4月1日現在）

県内12消防本部における救急隊は84隊、1,287隊員であり、救急自動車を102台保有している。
また、救助隊は16隊、346隊員であり、救助工作車を15台保有している。

表2-4-1 救急隊、救助隊等の状況

救急隊数	救急隊員数			救急自動車数	救助隊数	救助隊員数			救助工作車
	専任	兼任	計			専任	兼任	計	
84	105	1,182	1,287	102	16	59	287	346	15

2 救急業務の実施状況

(1) 救急出動件数及び搬送人員

令和4年中における県内の救急業務の実施状況をみると、救急出場件数54,968件、搬送人員が50,550人で、前年から出場件数は、8.7%、搬送人員は7.4%それぞれ増加した。

1日平均では、151件（前年139件/日）で約10分（前年約10分/件）に1件の割合で救急隊が出場し、県民約23.9人に1人（昨年約25.4人に1人）が救急隊によって搬送されたことになる。

平成24年以降の救急出場件数及び搬送人員の推移は、表2-4-2のとおりである。

表2-4-2 救急出場件数及び搬送人員

（単位：件、%、人）

区分 年	救急出動						搬送人員	
	件数 (A)	対前年 増加率	(A)のうち交通事故		(A)のうち急病		人員	対前年 増加率
			件数 (B)	割合 (B)/(A)×100	件数 (C)	割合 (C)/(A)×100		
平成24年	48,067	△3.4	3,680	7.7	31,075	64.6	45,184	△3.4
平成25年	48,497	0.9	3,471	7.2	31,444	69.0	45,552	0.8
平成26年	49,880	1.0	3,486	7.0	32,394	64.9	46,633	1.0
平成27年	49,656	△0.4	3,528	7.1	32,175	64.8	46,433	△0.4
平成28年	50,242	1.2	3,343	6.7	32,771	65.2	46,838	0.9
平成29年	51,350	2.2	3,311	6.4	33,639	65.5	47,741	1.9
平成30年	53,297	3.8	3,182	6.0	35,030	65.7	49,485	3.7
令和元年	52,660	△1.2	3,027	5.7	34,981	66.4	48,912	△1.2
令和2年	48,041	△9.6	2,488	5.1	31,799	66.2	44,582	△9.7
令和3年	50,567	5.2	2,312	4.6	33,853	66.9	47,050	5.5
令和4年	54,968	8.7	2,344	4.3	37,001	67.3	50,550	7.4

(2) 医療機関別搬送状況

令和4年中は、54,968件の救急出場し、50,550人が医療機関に搬送されており、その状況は表2-4-3のとおりである。

開設主体別の搬送状況は、国立病院1.9%（976人）、公立病院72.9%（36,846人）、公的病院12.3%（6,215人）、私的病院11.2%（5,685人）、私的診療所1.6%（826人）となっており、全体の12.9%（6,511人）は私的病院及び私的診療所に搬送されている。

なお、搬送された者の 88.7% (44,842 人) は救急告示病院に搬送されており、その内訳を開設主体別にみると、公立病院が 81.6% (36,577 人) と最も高く、国立病院は 0.08% (35 人) と最も低かった。

また、非告示病院への搬送状況は、公的病院の 48.0% (2,737 人) が最も高く、公立病院は 4.7% (269 人) が最も低かった。

さらに、傷病者の 12.5% (6,324 人) は消防本部の管外へ搬送されているほか、搬送先で最も高いのが公立病院の 76.3% (4,823 人) となっている。

表 2-4-3 医療機関別搬送状況

(単位：人)

搬送先	開設者			私 的		計	その他 の場所	合計
	国立	公立	公的	病 院	診 療 所			
救 急 告 示	35 (34)	36,577 (4,798)	3,478 (776)	4,749 (587)	3 (3)	44,842 (6,198)		
非 告 示	941 (20)	269 (25)	2,737 (7)	936 (54)	823 (19)	5,706 (125)		
計	976 (54)	36,846 (4,823)	6,215 (783)	5,685 (641)	826 (22)	50,548 (6,323)	2 (1)	50,550 (6,324)

() 内は、管外への搬送人数である。

(3) 傷病程度別搬送状況

令和 4 年中における搬送人員 50,550 人の事故種別の傷病程度は、表 2-4-4 のとおりであり、全体の 42.1% (21,285 人) は、入院加療を要しない軽症であった。

表 2-4-4 傷病程度別搬送状況

事故種別	死 亡	重 症	中等症	軽 症	その他	計
急 病	1,386 人 (4.1)	3,922 人 (11.5)	13,716 人 (40.4)	14,933 人 (44.0)	4 人 (0)	33,961 人 (100.0)
交 通 事 故	34 人 (1.5)	106 人 (4.8)	508 人 (23.1)	1,552 人 (70.6)	0 人 (0)	2,200 人 (100.0)
一 般 負 傷	130 人 (1.8)	796 人 (11.3)	2,464 人 (35.0)	3,645 人 (51.8)	2 人 (0.1)	7,037 人 (100.0)
そ の 他	123 人 (1.7)	1,527 人 (20.8)	4,547 人 (61.8)	1,155 人 (15.7)	0 人 (0)	7,352 人 (100.0)
計	1,673 人 (3.3)	6,351 人 (12.6)	21,235 人 (42.0)	21,285 人 (42.1)	6 人 (0)	50,550 人 (100.0)

() 内は、構成比で単位は%である。

(4) 転送回数別搬送状況

令和 4 年中における搬送人員 50,550 人のうち、99.6% は転送されずに医療機関等に収容されており、その状況は表 2-4-5 のとおりである。

また、救急隊が覚知してから医療機関等に収容するまでに要した時間別の搬送人員の状況は、表 2-4-6 のとおりである。平均所要時間は 48.2 分 (前年 45.7 分) となっており、全体の 11.6% (前年 14.3%) にあたる 5,881 人 (前年 6,742 人) が 30 分未満で収容されている。

表 2-4-5 転送回数別搬送状況

(単位：件・%)

事故種別	転送回数 なし 0回	あり			小計 (ア)	合計 (イ)	転送率 (ア/イ)
		1回	2回	3回 以上			
急病	33,812	149	0	0	149 (68.4)	33,961 (67.2)	0.4
交通事故	2,189	11	0	0	11 (5.0)	2,200 (4.4)	0.5
一般負傷	6,994	43	0	0	43 (19.7)	7,037 (13.9)	0.6
その他	7,337	15	0	0	15 (6.9)	7,352 (14.5)	0.2
計	50,332 (99.6)	218 (0.4)	0	0	218 (100.0)	50,550 (100.0)	0.4

() 内は、構成比で単位は%である。

表 2-4-6 覚知から医療機関等に收容するまでに要した時間別搬送人員

(単位：人)

事故種別	所要時間別						搬送 人員 計	收容平均 所要時間 (分)
	10分未満	10分以上 20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 120分未満	120分以上		
急病	4 (0)	255 (0.8)	3,252 (9.5)	23,864 (70.3)	6,387 (18.8)	199 (0.6)	33,961 (100.0)	47.5
交通事故	0 (0)	6 (0.3)	114 (5.2)	1,503 (68.3)	556 (25.2)	21 (1.0)	2,200 (100.0)	51.8
一般負傷	0 (0)	41 (0.6)	590 (8.4)	4,870 (69.2)	1,484 (21.1)	52 (0.7)	7,037 (100.0)	49.1
その他	4 (0)	122 (1.7)	1,493 (20.3)	3,988 (54.2)	1,497 (20.4)	248 (3.4)	7,352 (100.0)	49.1
計	8 (0)	424 (0.8)	5,449 (10.8)	34,225 (67.7)	9,924 (19.6)	520 (1.0)	50,550 (100.0)	48.2

() 内は、搬送人員に対する割合で単位は%である。

3 高速道路における救急業務

県内の高速道路の供用開始時期については、東北自動車道一関～盛岡南間が昭和52年11月19日から、築館（昭和57年3月26日からは若柳金成）～一関間が昭和53年12月2日から、盛岡南～滝沢間が昭和54年10月18日から、滝沢～西根間が昭和55年10月8日から、西根～安代間が昭和57年10月19日から、安代～鹿角八幡平間が昭和58年10月20日から供用を開始した。

また、八戸線の八戸～八戸間が昭和61年11月27日から、安代～一戸間が平成元年9月7日から、秋田自動車道北上西～北上間が平成6年8月4日から、湯田～横手間が平成7年12月22日から、北上西～湯田間が平成9年7月23日から、釜石自動車道は花巻～東和間が平成14年11月7日から、東和～宮守間が平成24年11月25日から、宮守～遠野間が平成27年12月5日から、遠野～遠野住田間が平成31年3月3日から、釜石JCT～釜石仙人峠間が同年3月9日に供用を開始され、全線開通となった。

スマートインターチェンジ（SIC）については、平成 30 年 3 月 24 日に矢巾スマートインターチェンジが、平成 30 年 4 月 21 日に奥州スマートインターチェンジが、平成 31 年 4 月 20 日に滝沢中央スマートインターチェンジが、令和 3 年 12 月 4 日に平泉スマートインターチェンジが供用を開始している。

高速道路の救急業務については、沿線消防本部間で相互応援協定を締結して上下線方式により、I・C 所在の消防本部が担当し対処している。

高速道路上の相互応援体制は、図 2-4-7 のとおりである。

図 2-4-7 高速道路消防相互応援協定による担当区域（R5. 4. 1 現在）

1 東北自動車道

供用開始時期																			
市町村名	宮城	岩手県															秋田		
	一関市	平泉町	奥州市	金ケ崎町	北上市	花巻市	紫波町	矢巾町	盛岡市	盛岡市	滝沢市	滝沢市	西根	松尾八幡平	安代	鹿角八幡平			
インターチェンジ名 (I・C)	若柳金成	一関SIC	平泉前沢SIC	奥州SIC	水沢	北上金ケ崎	北上江釣子	花巻南	花巻	紫波	矢巾SIC	盛岡南	盛岡	滝沢中央SIC	滝沢	西根	松尾八幡平	安代	鹿角八幡平
全線距離		166.8km																	
I C 間距離																			
救急業務実施市町村名及び実施区間	上り車線 (安代 JCT～若柳金成)																		
	下り車線 (一関～鹿角八幡平)																		

2 八戸自動車道

供用開始時期	元.9.7 ← 61.11.27					
市町村名	八幡平市	二戸市	一戸町	九戸村	軽米町	青森県
インターチェンジ名 (I・C)	安代JCT	浄法寺	一戸	九戸	軽米	南郷
全線距離	← 69.4 Km →					
I C 間距離	16.2	11.9	11.7	9.7	9.6	
救急業務実施市町村名及び実施区間	上り線	二戸地区広域行政事務組合				八戸地区広域市町村圏事務組合
	下り線	盛岡地区広域消防組合	二戸地区広域行政事務組合			

3 秋田自動車道

供用開始時期	6.8.4 ← 9.7.23 ← 7.12.22			
市町村名	北上市	西和賀町	横手市	
インターチェンジ名 (I・C)	北上JCT	北上西	湯田	横手
全線距離	← 50.5 Km →			
I C 間距離	8.7	21.6	20.2	
救急業務実施市町村名及び実施区間	上り線	北上地区消防組合		横手平鹿広域市町村圏事務組合
	下り線	北上地区消防組合		

4 釜石自動車道 (高速自動車国道)

供用開始時期	← 14.11.7 → 24.11.25 → 27.11.5 → 31.3.3 → 19.3.18 → 31.3.9 →										
市町村名	花巻市			奥州市	遠野市				釜石市		
インターチェンジ名 (I・C)	花巻JCT	花巻空港	東和	江刺田瀬	宮守	遠野	遠野住田	滝観洞	釜石仙人峠	釜石JCT	
全線距離	← 79.5 Km →										
I C 間距離	11.4		11.6	12.1	29.5				14.9		
救急業務実施市町村名及び実施区間	上り線	花巻市消防本部			奥州金ヶ崎消防本部	遠野市消防本部				釜石大槌消防本部	
	下り線	花巻市消防本部			奥州金ヶ崎消防本部	遠野市消防本部					

表 2-4-8 高速自動車国道における救急出場件数及び搬送人員（令和 4 年中）

（単位：件・人）

高速道路（車線）名	東北自動車道、八戸自動車道、秋田自動車道、釜石自動車道								
担当消防本部	一関市消防本部	奥州金ケ崎行政事務組合	北上地区消防組合	花巻市消防本部	盛岡地区広域消防組合	二戸地区広域行政事務組合	遠野市消防本部	釜石大槌地区行政事務組合	計
区分									
救急出場件数	6	8	17	15	30	6	5	0	87
搬送人員	5	3	17	8	29	2	4	0	68

表 2-4-9 高速自動車国道 I・C 周辺の救急告示医療機関（I・C から 5 km 以内）

（R5.4.1 現在）

高速道路（車線）名	東北自動車道																	
インターチェンジ名（I・C）	一関	平泉	平泉	奥州	水沢	北上	北上	花巻	花巻	紫波	矢巾	盛岡	盛岡	滝沢中央	滝沢	西根	松尾	安代
	S	前沢	S	I	C	金ケ崎	江釣子	南			S	南		S	I	C	八幡	平
救急病院数	1	6			2		1		12									

高速道路（車線）名	八戸自動車道			
インターチェンジ名（I・C）	浄法寺	一戸	九戸	軽米
救急病院数	3			

高速道路（車線）名	秋田自動車道	
インターチェンジ名（I・C）	北上西	湯田
救急病院数	0	

高速道路（車線）名	釜石自動車道								
インターチェンジ名（I・C）	花巻	東和	江刺	宮守	遠野	遠野	滝観洞	釜石	釜石
	空港		田瀬			住田		仙人峠	JCT
救急病院数	3								

4 救助業務の実施状況

令和4年中における救助業務の状況は、出動件数 655 件、活動件数 309 件、救助人員 358 人となっている。

(表 2-4-10 及び表 2-4-11)

表 2-4-10 事故種別出動件数等の状況

(単位：件・人)

事故種別 区分	火 災	交通 事故	水 難 事 故	機械による 事 故	そ の 他 の 事 故	計
出 動 件 数	19	257	45	22	312	655
活 動 件 数	19	126	28	14	122	309
救 助 人 員	25	170	29	15	119	358

表 2-4-11 事故種別発生場所別活動状況

(単位：件)

事故種別 発生場所		火 災	交通 事故	水 難 事 故	機械による 事 故	そ の 他 の 事 故	計	
屋 内	住 居	17	0	0	0	157	174	
	そ の 他 の 屋 内	1	1	0	5	35	42	
屋 外	道 路	高速自動車国道	0	30	0	0	30	
		その他の道路	0	207	1	0	12	220
	水 面	内 水 面	0	2	27	0	7	36
		外 水 面	0	0	15	0	2	17
	山 岳	0	0	0	0	39	39	
	そ の 他 の 屋 外	1	12	1	16	53	83	
地 下	0	0	0	0	1	1		
そ の 他	0	5	1	1	6	13		
計		19	257	45	22	312	655	

第5節 教育訓練体制

1 消防学校における教育訓練

(1) 基本方針

社会情勢の変化や技術の発展に的確に対応するために、住民の信頼と負託に応えうる消防に必要な見識や技能の効率的かつ効果的な習得を図り、もって適切公正、安全かつ能率的に職務が遂行できる消防職員等の養成に努める。

(2) 教育実施状況

岩手県消防学校教育訓練規則（昭和49年3月30日規則第20号）第2条の規定に基づき教育訓練計画を定め、計画どおり実施した。

ア 消防職員等に対する教育

（ア）初任教育

新採用の消防職員として服務義務を理解し、必要な基礎知識や基本的技能の習得とともに、士気の高揚、規律の保持及び体力の練成を図り、職務を円滑に遂行できる消防職員を養成するため行うものである。

（イ）幹部教育

① 初・中級幹部科

初・中級幹部職員としての責任及び立場を認識するとともに、消防行政の現状や動向を理解し、組織の管理、災害現場における安全管理を適確にできる消防職員を養成するため行うものである。

② 上級幹部科

上級幹部として業務管理、人事管理、危機管理に必要な知見及び職責遂行に必要な判断力を有し、組織を円滑に管理運営できる消防職員を養成するため行うものである。

（ウ）専科教育

① 警防科

警防行政に関する知識、災害現場における消防戦術と安全管理等に係る専門的知識及び技術を習得し、災害現場において安全かつ的確な警防活動ができる能力の向上に資するため行うものである。

② 火災調査科

火災調査業務に係る制度を理解し、与えられた権限を正しく行使するとともに、原因調査、損害調査及び鑑定等の専門的知識・技術を習得し、火災原因の究明に係る的確な判断能力を持つ消防職員を養成するため行うものである。

③ 救急科

救急隊員の行う応急処置等に必要な医学的知識及び技術を習得し、消防法施行令第44条第5項第1号に定める救急隊員を養成するため行うものである。

④ 救助科

救助活動等における安全管理、災害救助に係る専門的知識及び高度な技能・技術、特殊災害に係る基礎的知識・対処方法を習得し、災害現場においてこれらを活用した安全・適確な活動を展開できる消防職員を養成するため行うものである。

イ 消防団員に対する教育

(ア) 幹部教育

① 初級幹部科

消防団初級幹部としての職責を自覚し、消防団の運営に必要な規律、災害活動要領及び安全管理の重要性について理解するとともに、地域住民に対して防災指導を行うことのできる消防団員を養成するために行うものである。

② 指揮幹部科現場指揮課程

災害時における現場指揮者としての職責を自覚し、大規模災害における火災防ぎょ活動、水災活動、救助救命、避難誘導・情報収集・伝達に係る的確な現場指揮、安全管理の知識・技術を習得するとともに、自主防災組織等に対して防災指導を行うことのできる消防団員を養成するために行うものである。

③ 指揮幹部科分団指揮課程

分団の指揮者としての職責を自覚し、消防団の管理運営及び活性化に係る知識を習得するとともに、各種災害発生時における分団の管理運営及び効果的な現場活動を行うことのできる消防団員を養成するために行うものである。

(イ) 専科教育

① 警防・機関科

消防団員として火災防ぎょに関する専門的知識並びに自動車ポンプ及び小型ポンプの運用技術を習得し、災害現場において中核的な消防活動が遂行できる消防団員を養成するために行うものである。

ウ 特別教育

(ア) 無線通信講習

消防無線操作に係る知識及び技術を習得するとともに無線従事者免許（第3級陸上特殊無線技士）を取得させ、無線通信業務に従事する消防職員を養成するために行うものである。

(イ) 女性活躍推進講習

この教育訓練は、女性消防職員の強固な「繋がり」の構築を促進するとともに、職域拡大に応じた専門的識見及び技能の習得を促進し、もって総合的な能力開発を図るために行うものである。

(ウ) 自衛消防隊員講習

自衛消防隊員に対して、必要な基礎的識見及び技能の習得を促進し、もって事業所等における防災意識の向上を図るために行うものである。

(エ) 土砂災害消防活動講習

自然災害発生時の基本的活動となる「土砂災害消防活動」に従事することのできる消防職員を養成するために行うものである。

エ 委託教育

市町村、消防団、女性消防協力隊、幼・少年防火クラブなどからの要請により、消防防災に必要な教育訓練を行う。

(ア) 一日入校

消防学校において訓練礼式等の教育訓練を行うほか、岩手県立総合防災センターと連携して地震

体験や避難体験等を中心とした教育訓練を行う。

(イ) 現地教育

現地に出向いて訓練礼式等の教育訓練を行う。

表2-5-1 令和5年度消防学校教育訓練実施状況

教育種別		項目	教育期間	延日数	実日数	時間	修了者数	備考
消防職員	第69期初任教育		4月10日(月)～10月5日(木)	179	123	861	57	
	幹部教育	初・中級幹部科	8月21日(月)～9月1日(金)	12	10	69	33	
		上級幹部科	12月4日(月)～8日(金)	5	5	33	17	
	専科教育	警防科	11月14日(火)～30日(木)	17	12	84	28	
		火災調査科	10月17日(火)～11月1日(水)	16	12	82	34	
		救急科	1月18日(木)～3月13日(水)	56	38	264	51	
		救助科	10月10日(火)～11月17日(金)	39	28	194	43	
小計			324	228	1,587	263		
消防団員	幹部教育	初級幹部科	11月2日(木)、3日(金)	2	2	12	23	
		指揮幹部科 現場指揮課程	11月22日(水)、23日(木)	2	2	12	26	
		指揮幹部科 分団指揮課程	12月1日(金)、2日(土)	2	2	12	37	
	専科教育	警防・機関科	10月13日(金)～15日(日)	3	3	19	32	
	小計			9	9	55	118	
特別教育	無線通信講習		8月10日(木)	1	1	7	72	初任教育学生を含む
	自衛消防隊員講習		12月11日(月)、12日(火)	2	2	13	48	
	女性活躍推進講習		12月19日(火)	1	1	7	30	
	土砂災害消防活動講習		11月8日(水)～10日(金)	3	3	19	36	
	小計			7	7	46	186	
合計				340	244	1,688	567	
一日入校			随時	1	1	3	29	
現地教育			随時	0	0	0	0	

表2-5-2 年度別・課程別教育実施状況

(単位：人)

年度 教育訓練名	昭和28～ 36年 (内丸校) ①	昭和37～ 48年 (高松校) ②	昭和49年度～令和5年度(矢巾校)							合計 ①+②+③	
			昭49～ 平30	令元	令2	令3	令4	令5	小計 ③		
消防職員	初任教育		607	2,469	73	62	53	56	57	2,770	3,377
	幹部教育	5	24	1,593	48	44	53	52	50	1,840	1,869
	警防教育	47	35	1,285		中止	30		28	1,343	1,425
	特殊災害教育			24						24	24
	予防教育	8	117	1,864	60	33	33	60	34	2,084	2,209
	救急教育		165	3,298	63	24	60	59	51	3,555	3,720
	救助教育			1,484	37	39	38	39	43	1,680	1,680
	現任教育	16	62	0						0	78
	特別教育※1		172	1,629	33	42	95	89	83	1,971	2,143
	小計	76	1,182	13,646	314	244	362	355	346	15,267	16,525
消防団員	基礎教育		169	1,079		中止	中止	中止		1,079	1,248
	幹部教育	700	1,231	5,281	129	中止	中止	中止	86	5,496	7,427
	警防・機関教育	897	1,005	2,812	18	中止	中止	中止	32	2,862	4,764
	予防教育	8	403	0		中止	中止	中止		0	411
	特別教育	824	372	2,737		中止	中止	中止		2,737	3,933
	小計	2,429	3,180	11,909	147	0	0	0	118	12,174	17,783
消防団員指導員研修 自衛消防隊員講習※2		66	2,518	47	中止	中止	中止	48	2,613	2,679	
自主防災リーダー講習			227		中止	中止	中止	中止	227	227	
合計	2,505	4,428	28,300	508	244	362	355	512	30,281	37,214	

※1) 「消防職員／特別教育」の修了者数は、H29年度までは無線通信講習(初任教育を除く。)の修了者数を、H30年度以降は、女性活躍推進講習の修了者数をこれに加え、令和3年度以降は土砂災害消防活動講習の修了者数を加えて表す。

※2) 「消防団員指導員研修／自衛消防隊員講習」の修了者数は、平成16年度以降自衛消防隊員講習のみの受講者を表す。

表2-5-3 消防職員等入校状況

区分	令和5年度修了者											過去7年間の修了者							
	初任教育	幹部教育		専科教育				特別教育				計	28	29	30	元	2	3	4
		初・中級	上級	警防	火災調査	救急	救助	法規講習	※無線講習	女性活躍	土砂災害								
消防本部																			
盛岡	19	6	2	6	10	18	10	0	0	10	6	87	105	82	92	95	53	111	97
一関	3	2	1	2	2	2	2	0	0	2	2	18	28	24	25	30	20	25	26
宮古	6	3	2	3	3	7	5	0	2	2	3	36	35	28	33	32	31	34	34
奥州金ヶ崎	0	2	0	2	2	0	2	0	2	2	3	15	25	30	29	27	26	28	29
花巻	3	2	2	2	2	5	3	0	0	2	3	24	30	22	24	20	13	29	27
北上	4	4	2	2	5	5	4	0	1	2	2	31	25	21	18	20	24	27	26
二戸	6	3	2	2	1	2	2	0	5	0	4	27	16	17	17	13	14	24	20
久慈	4	4	0	4	3	4	4	0	3	2	4	32	30	15	26	24	18	30	37
大船渡	5	1	1	1	2	2	4	0	0	4	3	23	12	16	14	13	8	12	14
遠野	2	1	1	1	1	2	2	0	0	1	2	13	10	10	9	10	10	10	13
釜石大槌	4	4	3	2	2	4	4	0	4	3	2	32	23	20	19	24	22	25	24
陸前高田	1	1	1	1	1	0	1	0	0	0	2	8	9	8	6	6	5	9	8
合計	57	33	17	28	34	51	43	0	17	30	36	346	348	293	312	314	244	364	355

※無線講習の修了者数欄は、初任教育以外の修了者数であること。

表 2-5-4 消防団員入校状況

区分 市町村名	令和5年度修了者					過去7年間の修了者						
	幹部科			専科	計	28	29	30	元	2	3	4
	初級 幹部科	指揮幹部科		警防・ 機関科								
		現場 指揮	分団 指揮									
盛岡市	1	2		2	5	5	5	6	7			
宮古市			1		1	7	7	6	5			
大船渡市		1	1		2	4	3	4	4			
花巻市	5	6	5	4	20	22	22	20	23			
北上市	2	2	2	2	8	5	4	5	5			
久慈市			1		1	2	6	6	1			
遠野市						10	13	6	14			
一関市	5	5	5	5	20	17	19	21	18			
陸前高田市			2		2	4	4	3	2			
釜石市						2	3	1				
二戸市		2	2	11	15	4	6	10	8			
八幡平市			1	3	4		9	6	4			
奥州市			4		4	10	11	5	4			
滝沢市	5	1	1	1	8	5	6	4	9			
雫石町			2		2	5	5	5	14			
葛巻町			1	1	2	4	2	2	2			
岩手町						2	1					
紫波町	4		3	2	9	7	8	10	13			
矢巾町						2						
西和賀町			1		1	1		1	1			
金ヶ崎町			2		2	3			1			
平泉町						1						
住田町			1		1	1	1	1	1			
大槌町												
山田町		2			2	4	1	2	1			
岩泉町			1		1	1	1	1	1			
田野畑村						1	1					
普代村												
軽米町												

中止 中止 中止

野田村		2			2	3	2	5	2	中止	中止	中止
九戸村						1						
洋野町	1	2	1	1	5	6	3	4	7			
一戸町		1			1		1					
合計	23	26	37	32	118	140	143	134	147			

【注】平成25年度以前は「初・中級幹部科」、「上級幹部・指導員科」、「警防・機関科」の各課程で実施

2 消防大学校における教育訓練

消防職団員の教育訓練は、都道府県が設置している消防学校の他、国が設置している「消防大学校」でも行われている。

消防大学校では、幹部として必要な高度な教育訓練の他、専門的かつ高度な知識の習得を目的とした災害対策活動等の実務講習を実施している。

本県における近年の入校状況は、表2-5-5のとおりである。

表2-5-5 消防大学校教育訓練受講状況（令和元年度～令和5年度）

学 科		年 度				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総 合 教 育	本 科	人	人	人	人	人
	幹 部 科	2	3	3	3	4
	上 級 幹 部 科			1		1
	新任消防長・学校長科		3		1	1
	消 防 団 長 科		8	1	3	3
	小 計	2	14	5	7	9
専 科 教 育	警 防 科	2	2	2	2	1
	救 助 科	1	3	2	2	1
	救 急 科		1	1	1	2
	予 防 科	1	2			2
	危 険 物 科			1	1	2
	火 災 調 査 科	1	2	1	1	1
	新 任 教 官 科	2	2		2	2
	現 任 教 官 科	1		2	1	1
	小 計	8	12	9	10	12
実 務 講 習	緊急消防援助隊教育科		1	1		1
	高度救助・特別高度救助コース	1		1		1
	N B C コース	3	1		1	
	航空隊長コース	2	2	1		1
	危機管理・防災教育科					
	トップマネジメントコース					
	消防団活性化推進コース				1	
	危機管理・国民保護コース	2	2		2	1
	自主防災組織育成コース	6	5	1		
	自主防災組織育成短期コース	2			3	2
	違反是正講習会					
	女性活躍推進コース			1	1	2
	査察業務マネジメントコース		1	1	1	1
小 計	16	12	6	9	9	
合 計	38	38	20	26	30	

第3章 防災対策

第1節 災害対策

1 地域防災計画の修正

令和5年度は、県による災害中間支援組織の育成・強化、関係者の役割分担の明確化、災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備に努めること、災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化に努めることなどを追記する修正など、国の防災基本計画の修正や県の防災施策を踏まえ、県地域防災計画を修正した。

また、市町村に対しても、東日本大震災津波を踏まえた市町村地域防災計画の修正が適切に行われるよう、助言を継続している。

(1) 県地域防災計画の修正

ア 計画策定

防災会議決定 昭和39年4月8日

内閣総理大臣承認 昭和39年8月6日

イ 最終修正

防災会議決定 令和6年3月26日

(2) 市町村地域防災計画の修正

令和5年3月から令和6年2月までの間に、災害対策基本法第42条第5項の規定による報告のあった市町村は下記の10市7町となっている。

〔 10市：宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、八幡平市、滝沢市
7町：雫石町、矢巾町、西和賀町、大槌町、山田町、岩泉町、一戸町 〕

2 総合防災訓練

令和5年度は滝沢市、盛岡市、八幡平市、雫石町及び盛岡地区消防組合消防本部と連携し、7月28日（金）に岩手山火山噴火による降灰と大雨による土石流の発生を想定した図上訓練を実施し、29日（土）に、避難行動要支援者の避難、社会福祉施設入所者の指定避難所への避難、外国人観光客・負傷者等への対応、避難所運営等の実動訓練を実施した。

表3-1-3 総合防災訓練年次別実施状況

回数	年月日	主 訓 練 地	災害想定	訓練項目	参加機関	参加人員
1	39. 8. 5	沿岸市町村	地震・津波・火災	8	24	—
2	40. 8. 20	一 関 市	水害	12	16	—
3	41. 8. 19	久 慈 市	地震・津波・火災	12	17	4,500
4	42. 7. 26	遠 野 市	水害・火災	13	13	2,400
5	43. 7. 26	大 船 渡 市	地震・津波・火災	15	15	3,700
6	44. 7. 30	花 卷 市	地震・火災	15	15	3,000
7	46. 7. 23	釜 石 市	地震・津波・火災	16	17	5,300
8	47. 7. 22	水 沢 市	水害・地震・火災	16	22	2,100
9	48. 7. 14	陸 前 高 田 市	地震・津波・火災・水害	14	16	4,600
10	49. 9. 3	山 田 町	地震・津波・火災	13	29	5,000
11	50. 9. 1	盛 岡 市	地震・火災	19	33	8,400
12	51. 9. 3	大 槌 町	地震・津波・火災	18	23	5,400
13	52. 9. 1	北 上 市	地震・火災	17	20	2,800
14	53. 9. 1	宮 古 市	地震・津波・火災	19	24	3,500
15	54. 9. 1	一 関 市	地震・火災・水害	23	23	3,600
16	55. 9. 3	江 刺 市	地震・火災・水害	24	22	8,500
17	56. 9. 1	久 慈 市	地震・津波・火災・水害	24	28	2,550
18	57. 9. 1	遠 野 市	地震・火災・水害	25	24	2,400
19	58. 9. 1	大 船 渡 市	地震・津波・火災・水害	26	31	12,000
20	59. 9. 1	二 戸 市	地震・火災	23	26	3,900
21	60. 8. 31	花 卷 市	地震・火災	25	27	4,600
22	61. 8. 30	釜 石 市	地震・津波・火災	30	34	2,500
23	62. 9. 1	水 沢 市	地震・火災	23	27	9,600
24	63. 9. 1	陸 前 高 田 市	地震・津波・火災	25	29	8,900
25	元. 9. 1	盛 岡 市	地震・火災	24	27	29,200
26	2. 9. 1	北 上 市	地震・火災	26	28	16,440
27	3.8.30~31	宮 古 市	地震・津波・火災	33	42	20,993
28	4. 9. 1	一 関 市	地震・火災・水害	32	37	13,412
29	5. 9. 1	久 慈 市	地震・津波・火災	37	37	10,212
30	6. 9. 1	江 刺 市	地震・火災・水害	31	31	8,081
31	7. 9. 1	遠 野 市	地震・火災・水害	35	45	8,500
32	8. 9. 1	大 船 渡 市	地震・津波・火災・水害	44	75	10,202
33	9. 9. 1	二 戸 市	地震・火災	32	65	6,723
[34]	[10. 9. 1]	[花 卷 市]	[地震・火災・水害]	[47]	[79]	[13,000]
34	11. 9. 3	釜 石 市	地震・津波・火災	52	85	12,907
35	12. 9. 1	水 沢 市	地震・火災	41	61	12,052
36	13. 9. 1	陸 前 高 田 市	地震・津波・火災	43	63	10,552
37	14. 9. 1	盛 岡 市	地震・火災	96	64	13,333
38	15. 9. 1	北 上 市	地震・火災	84	127	16,848
39	16. 9. 1	宮 古 市	地震・津波・火災・BCテロ	83	151	12,621
40	17. 9. 1	久 慈 市	地震・津波・火災・BCテロ	89	120	12,452

回数	年月日	主 訓 練 地	災害想定	訓練項目	参加機関	参加人員
41	18. 9. 1	一 関 市	地震・火災・水害	89	243	18,878
42	19. 9. 2	遠 野 市	地震・火災	51	87	8,749
43	20. 10. 19	大 船 渡 市	地震・津波・火災	63	122	10,528
44	21. 10. 25	二 戸 市	地震・火災・土砂災害	58	79	6,174
45	22. 8. 29	花 卷 市	地震・火災・土砂災害	59	73	6,750
46	24. 9. 1	釜 石 市	地震・津波	51	78	13,579
47	25. 9. 1	久 慈 市	地震・津波	63	103	10,051
48	26. 8. 29～30	岩手山周辺地域	火山・土石流	73	98	5,483
49	27. 7. 12	奥州市、金ヶ崎町	地震・土砂災害・水害	74	103	10,726
50	29. 8. 26	盛岡市、紫波町、矢巾町	水害	101	89	5,016
51	30. 11. 9～10	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村	地震、津波、土砂災害	125	148	12,219
52	2. 8. 18	一関市、平泉町	土砂災害・水害	98	78	187
53	3. 9. 4	北上市 西和賀町	土砂災害・水害	37(92)	31(76)	4,140
54	4. 10. 29	大船渡市、陸前高田市、住田町	地震・津波・土砂災害・水害	70	97	13,224
55	5. 7. 28～29	滝沢市、盛岡市、八幡平市、雫石	火山・土石流・水害	79	95	6,004

- ※1 昭和45年度は国民体育大会のため通信訓練のみを実施し、平成5年度及び平成25年度は岩手県石油コンビナート等防災訓練と同時開催し、平成28年度は国民体育大会のため、県内全市町村、防災関係機関と連携した図上訓練のみを実施した。
- 2 平成10年度は大雨洪水災害により、花巻市での訓練を直前に中止し、訓練内容は、10月18日の岩手山噴火対策防災訓練に取り込んで実施した。（〔 〕内は、予定数値等である。）平成23年度は、平成23年東北地方太平洋沖地震の発生を踏まえ、規模を縮小し、初動対応訓練（衛星携帯電話による通信訓練等）を実施した。
- 3 平成29年度は大雨洪水災害対応のため、8月25日に予定していた災害対策本部の移転訓練等を中止した。
- 4 令和元年度は三陸防災復興プロジェクト2019への対応及びラグビーワールドカップ2019釜石大会の開催のため、総合防災訓練は開催していない。
- 5 令和2年度は、8月下旬に一関市及び平泉町と連携した訓練を予定していたが、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を踏まえ、実施要領を見直し、図上訓練（訓練計画策定）として総合防災訓練を実施した。なお、作成中の計画を共催市町、関係機関間で認識を共有するとともに、計画改善の資とすることを目的として、8月18日（火）に計画検討会を実施した。
- 6 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、医療保健機能の厳しい状況を踏まえ、感染リスクが大きいと判断される住民避難訓練、防災資機材展示や医療・保健関係の訓練は中止し、参観者のない状況とした上で救出救助等災害対応上必須の訓練を実施した。（〔 〕内は、計画段階の数値である）
- 7 参加機関には主催者を含み、参加人員には参観者を含まない。

3 石油コンビナート等総合防災訓練

久慈地区石油コンビナート等特別防災区域では、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）及び岩手県石油コンビナート等防災計画に基づき、防災関係機関と特定事業所が有事の際に迅速かつ適確な応急対策活動ができるよう防災関係機関相互の緊密な連携体制の確立を図ることを目的に、また、地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的に総合的かつ実践的な訓練を定期的実施している。

表3-1-4 石油コンビナート等総合防災訓練年次別実施状況

回数	実施年月日	訓練地	災害想定	訓練項目数	参加機関数	参加人員
1	5 . 9 . 1	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	地震による原油流出・火災、船上火災	8	38	11,500
2	6 . 10 . 21	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	地震による原油流出・火災、船上火災	18	14	342
3	7 . 10 . 19	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	地震による原油流出・火災、船上火災	19	16	474
4	(陸上訓練) 8 . 9 . 20	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	原油払出し作業中に流出、火災	14	14	237
	(海上訓練) 8 . 9 . 30		地震による原油流出、船上火災	10	10	173
5	(海上訓練) 9 . 9 . 26	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	原油揚荷中に突風を受け流出、船上火災	10	11	224
	(陸上訓練) 9 . 10 . 8		原油払出し作業中に流出、火災	14	12	227
6	(陸上訓練) 10 . 12 . 22	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域	地震による原油流出	15	12	248
7	(海上訓練) 11 . 11 . 2 〔中止〕	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	原油払出し作業中の地震による流出〔悪天候により中止〕	[12]	[16]	[265]
8	(海上訓練) 12 . 10 . 12	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	原油払出し作業中の地震による流出	10	13	245
9	(陸上及び海上訓練) 13 . 10 . 31	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	地震による火災、原油揚荷中の流出	20	11	277
10	14 . 10 . 11	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	フローティングホース接続部の破損による原油流出・火災	11	9	180
11	16 . 10 . 15	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	地震による火災、原油揚荷中の流出	20	11	284
12	17 . 9 . 1	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	地震による火災、原油揚荷中の流出	16	22	1,107
13	19 . 9 . 7 〔中止〕	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	地震による火災、原油揚荷中の流出〔悪天候により中止〕	[21]	[12]	[270]
14	21 . 9 . 10	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	地震による原油流出・火災、船上火災	21	13	292
15	25 . 9 . 1	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	地震及び大津波発生による海上への原油流出、船上火災	8	12	147
16	27 . 8 . 27 〔海上訓練中止〕	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	地震による原油流出・火災、船上火災	12	11	175
17	29 . 9 . 14	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域及び周辺海域	地震による原油流出・火災、船上火災	22	14	325

注) 参加機関数には主催者を含み、参加人員には参観者は含まない。

平成5年度及び平成17年度は岩手県総合防災訓練として実施（平成5年度の参加機関数及び参加人員は、岩手県総合防災訓練を含む）。

平成23年度は東日本大震災の影響のため中止となった。

平成25年度は久慈市で実施された岩手県総合防災訓練の一訓練項目として実施された。

令和元年度は令和元年東日本台風の影響のため中止となった。

令和2、3、4年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から次年度以降に延期となった。

令和5年度は緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練の開催により未実施。

4 岩手県風水害対策支援チーム

(1) 経緯

平成 28 年台風第 10 号災害の教訓を踏まえ、市町村における風水害対策を支援するため、国、県及び有識者を構成員とする「岩手県風水害対策支援チーム」を平成 29 年 6 月に設置した。

(2) 取組

台風等による災害が予測される場合、県は支援チームの構成員を招集し、同チームは市町村の避難勧告等の発令状況を把握し、風水害の発生が予想される地域の絞り込みを行うとともに、市町村の相談に対応する。

また、平常時には、研修・訓練の実施により市町村職員の災害対応力の強化を図ることとしている。

令和 5 年度は、6 月 2 日（金）に風水害対策支援チーム運営訓練を実施するとともに、出水期前に、同チームの円滑な活動に資するための連絡会議を 6 月 7 日（水）に開催した。

第2節 火山防災対策

1 活動火山対策特別措置法の改正

御嶽山噴火の教訓を踏まえて、平成27年12月10日に施行された活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）の改正概要は次のとおり。

○ 基本方針の策定

内閣総理大臣は、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針を定め、これを公表しなければならないものとする。

○ 火山災害警戒地域における警戒避難体制の整備

・ 火山災害地域の指定

内閣総理大臣は、火山が噴火した場合に住民等の生命等に被害が生ずるおそれがあるため、警戒避難体制を特に整備すべき市町村を、火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）として指定することが出来るものとする。

【本県の指定状況】 岩手山⇒盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町 秋田駒ヶ岳⇒雫石町 栗駒山⇒一関市
十和田⇒二戸市、八幡平市

・ 火山防災協議会の設置

警戒地域の指定があったときは、当該警戒地域をその区域に含む都道府県及び市町村は、知事及び市町村長、学識経験者等からなる火山防災協議会を共同で組織すること。

【本県の状況】 岩手山火山防災協議会及び栗駒山火山防災協議会において事務局を担当し、これまでの任意協議会から平成28年3月29日付けで法定協議会へ移行。

※ 秋田駒ヶ岳火山防災協議会は秋田県が事務局を担当し、平成28年3月28日付けで法定協議会へ移行。

・ 県地域防災計画に定めるべき事項

警戒地域の指定があったときには、県地域防災計画において、当該警戒地域ごとに、火山情報の収集・伝達に関する事項等について規定するとともに、規定にあたっては火山防災協議会の意見を聴くこと。

2 火山活動の状況

本県では、岩手山、秋田駒ヶ岳及び栗駒山の3つの常時観測火山を有しており、活動状況は次のとおり。

- 岩手山では、平成7年9月から火山性微動と火山性地震の発生が観測されて以来大きな火山活動の変化は現れなかったが、平成10年2月から岩手山西側において火山性微動、火山性地震の増加に加えて地殻変動にも大きな変化が現れるなど火山活動が活発化した。平成10年以降は、平成11年頃から活発化した西側での噴気活動や地表温度の上昇が観測されているが、火山性微動や火山性地震の回数は次第に減少してきている。（図3-2-1参照）

現在では、火山活動に特段の変化はなく、静穏に経過しており、噴火の兆候は認められない。

- 秋田駒ヶ岳では、山頂付近では、平成29年9月以降、火山性地震の活動がやや活発な状況が続いている。また、女岳（めだけ）付近では地熱活動も継続的に認められるので、中長期的な火山活動の活発化に留意する必要がある。
- 栗駒山では、火山活動に特段の変化はなく、静穏に経過しており、噴火の兆候は認められない。

3 火山防災対策（令和5年度）

(1) 機上観測及び現地調査

- 岩手山を始めとする県内の常時観測火山の活動状況の把握のため、岩手県の火山活動に関する検討会の委員とともに、防災ヘリ「ひめかみ」による機上観測を実施（4月）。
- また、岩手山の山開きを迎えるにあたり、高温地域の地温観測と火山活動状況を調査し、登山道の安全確認を行うため、岩手山の現地調査を実施（7月）。栗駒山についても、現地調査を実施（5月、10月）。

(2) 岩手県の火山活動に関する検討会

- 岩手山を始めとする県内の常時観測火山の火山活動状況について評価分析を行うため、岩手県の火山活動に関する検討会を開催（6月、12月）。
- 第69回岩手県の火山活動に関する検討会（12月）における各火山の火山活動に関する評価は、次のとおり。
 - ・ 岩手山⇒火山性地震の回数は少ない状態で推移しており、地殻変動も観測されていない。表面現象も特段の変化がなく、火山活動は平穏な状態で推移している。
 - ・ 秋田駒ヶ岳⇒地震の回数がやや多い状態が続いており、女岳における地温の高いエリアについては顕著な拡大はみられないが、縮小傾向ではなく高止まりの状態であることから、引き続き火山活動の推移について注視する必要がある。
 - ・ 栗駒山⇒火山性地震の回数は少なく地殻変動も観測されていない。火山活動は平穏で推移している。

「岩手県の火山活動に関する検討会」（H10.10.6設置）〈委員：8名〉

座長：斎藤徳美 岩手大学名誉教授（当時は放送大学岩手学習センター長）

所掌事務：・ 火山の活動状況に係る調査研究及び評価分析に関すること。

・ 調査研究事項及び評価分析事項に係る火山防災協議会への報告に関すること。

・ 火山防災協議会からの求めに対する助言に関すること。

事務局： 県復興防災部防災課

(3) 情報提供

- 「いわてモバイルメール」による情報伝達
住民や入山者に対し、気象台が発表する噴火警報・予報等や定期的に発表される火山活動に関する情報などの火山情報を配信する手段として、「いわてモバイルメール」を活用し実施中。

「いわてモバイルメール」

- ・ 防災情報や観光情報等を電子メールで登録者に配信するサービスで、県が運営しているもの。
- ・ 噴火警報・予報等の火山情報については、平成26年度末にシステム改修を行い、配信しているもの。
- ・ なお、噴火警報・予報については、発表され次第、即時に自動で配信されることとなるもの。

(4) 火山防災協議会の設置

活火山法改正に伴い、次のとおり火山防災協議会を設置。

- 岩手山火山防災協議会
 - ・ 平成28年3月29日付けで、これまでの任意協議会から法定協議会へ移行。
 - ・ 構成メンバー（事務局：岩手県）

区 分	委 員
法第4条第2項第1号	岩手県知事（会長）、盛岡市長、八幡平市長、滝沢市長、雫石町長
法第4条第2項第2号	仙台管区気象台長、盛岡地方気象台長
法第4条第2項第3号	東北地方整備局長
法第4条第2項第4号	陸上自衛隊東北方面特科連隊長
法第4条第2項第5号	岩手県警察本部長
法第4条第2項第6号	盛岡地区広域消防組合消防本部消防長
法第4条第2項第7号	齋藤徳美名誉教授（岩手大学）、土井宣夫元教授（岩手大学）、井良沢道也教授（岩手大学）、浜口博之名誉教授（東北大学）、三浦哲教授（東北大学大学院理学研究科）
法第4条第2項第8号	国土地理院東北地方測量部長、東北森林管理局盛岡森林管理署長、東北森林管理局岩手北部森林管理署長、東北地方環境事務所十和田八幡平国立公園管理事務所盛岡管理官事務所国立公園管理官、（公財）盛岡観光コンベンション協会理事長、（一社）八幡平市観光協会会長、滝沢市観光協会会長、（一社）しずくいし観光協会理事長

- ・ 主な取組として、避難促進施設の指定に向けた取組を実施。

○ 栗駒山火山防災協議会

- ・ 平成28年3月29日付けで、これまでの任意協議会から法定協議会へ移行。
- ・ 構成メンバー（事務局：岩手県）

区 分	委 員
法第4条第2項第1号	岩手県知事（会長）、宮城県知事、秋田県知事、一関市長、栗原市長、湯沢市長、東成瀬村長
法第4条第2項第2号	仙台管区気象台長、盛岡地方気象台長、秋田地方気象台長
法第4条第2項第3号	東北地方整備局長
法第4条第2項第4号	陸上自衛隊東北方面特科連隊長、陸上自衛隊第21普通科連隊長、陸上自衛隊第22即応機動連隊長
法第4条第2項第5号	岩手県警察本部長、宮城県警察本部長、秋田県警察本部長
法第4条第2項第6号	一関市消防本部消防長、栗原市消防本部消防長、湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部消防長
法第4条第2項第7号	齋藤徳美名誉教授（岩手大学）、土井宣夫元教授（岩手大学）、浜口博之名誉教授（東北大学）、三浦哲教授（東北大学大学院理学研究科）、林信太郎教授（秋田大学）、大場司教授（秋田大学）、藤縄明彦名誉教授（茨城大学）、越谷信教授（岩手大学）、野上健治教授（東京工業大学）、岡田真介准教授（岩手大学）
法第4条第2項第8号	国土地理院東北地方測量部長、東北森林管理局岩手南部森林管理署長、東北森林管理局宮城北部森林管理署長、東北森林管理局秋田森林管理署湯沢支署長、（一社）一関市観光協会会長、（一社）栗原市観光物産協会会長、（一社）湯沢市観光物産協会会長、東成瀬村観光物産協会会長、

	横手市長、横手市消防本部消防長、(一社)増田町観光協会代表理事、羽後町長
--	--------------------------------------

- 主な取組として、栗駒山火山防災マップを作成。

○ 秋田駒ヶ岳火山防災協議会

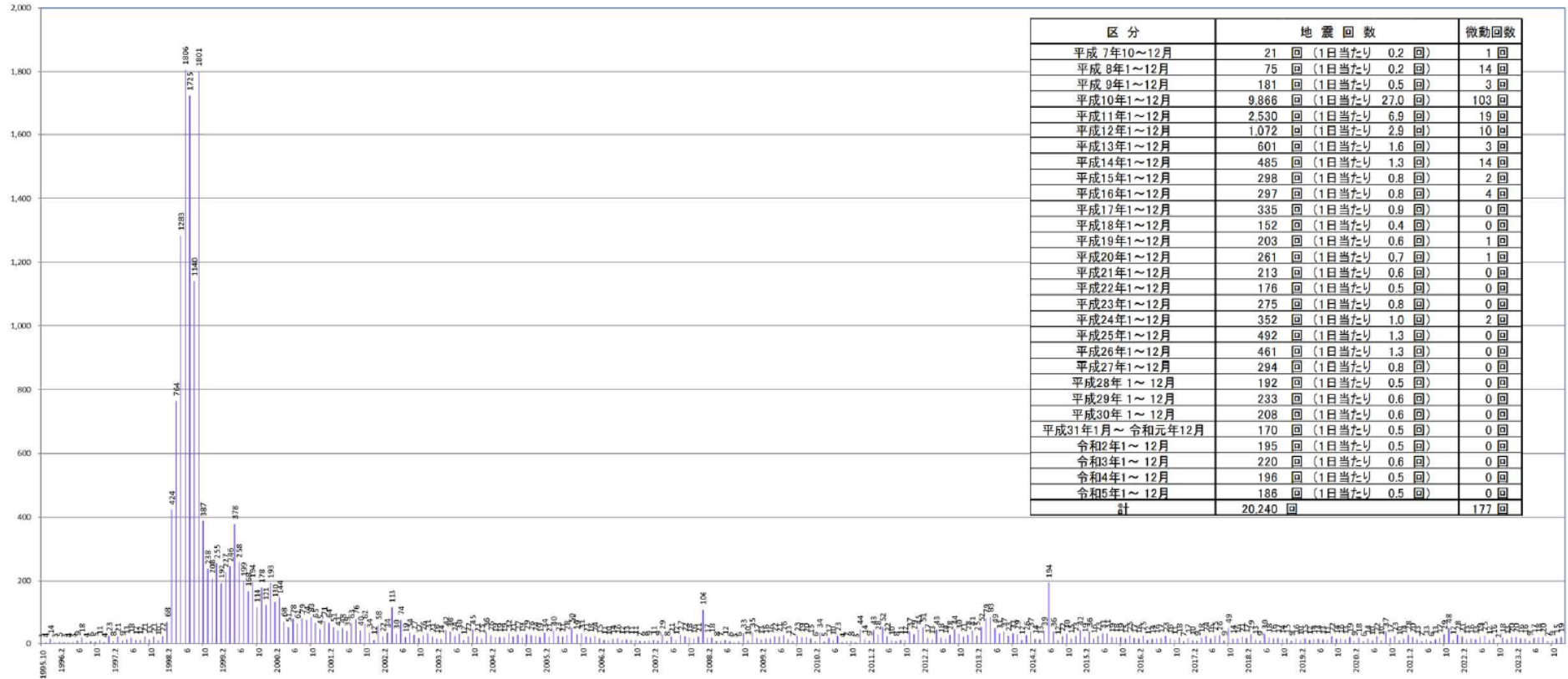
- 平成28年3月28日付けで、これまでの任意協議会から法定協議会へ移行。
- 構成メンバー（事務局：秋田県）

区 分	委 員
法第4条第2項第1号	秋田県知事（会長）、岩手県知事、仙北市長、雫石町長
法第4条第2項第2号	仙台管区気象台長、秋田地方気象台長、盛岡地方気象台長
法第4条第2項第3号	東北地方整備局長
法第4条第2項第4号	陸上自衛隊第21普通科連隊長、陸上自衛隊東北方面特科連隊長
法第4条第2項第5号	秋田県警察本部長、岩手県警察本部長
法第4条第2項第6号	大曲仙北広域市町村圏組合消防本部消防長、盛岡地区広域消防組合消防本部消防長
法第4条第2項第7号	三浦哲教授（東北大学大学院理学研究科）、林信太郎教授（秋田大学）、大場司教授（秋田大学）、齋藤徳美名誉教授（岩手大学）、土井宣夫元教授（岩手大学）、井良沢道也教授（岩手大学）
法第4条第2項第8号	国土地理院東北地方測量部長、東北森林管理局秋田森林管理署長、東北森林管理局盛岡森林管理署長、東北地方環境事務所十和田八幡平国立公園管理事務所鹿角管理官事務所国立公園管理官、東北地方環境事務所十和田八幡平国立公園管理事務所盛岡管理官事務所国立公園管理官、(一社)田沢湖観光協会会長、(一社)しずくいし観光協会理事長

- 主な取組として、火山防災対策を推進。

図3-2-1 岩手山の火山性地震月別回数

岩手山の火山性地震月別回数



※ 基準観測点

平成17年12月まで東北大学松川観測点

平成18年1月から気象台焼切沢観測点

平成23年10月から気象台馬返し観測点及び防災科学技術研究所松川観測点

第3節 通信管理体制

1 防災行政無線の整備状況

岩手県防災行政無線は昭和53年度から55年度までの3か年で整備を行い、それ以降、端末局の新設・廃止、ファクシミリの導入などを行ってきた。

平成3年度から平成5年度までの3か年で岩手県防災行政情報通信ネットワーク整備事業を実施し、既設の防災行政無線（地上系）の機能強化を実施。

さらに、全国的なネットワークである「地域衛星通信ネットワーク」を利用した衛星通信システム（衛星系）を導入し、これらを有機的に結合させたネットワークの整備を行い、平成6年4月1日から全面的に運用を開始している。また、平成18年度には県庁局一部次世代化を、平成19年度にはVSAT局およびTVRO局の映像受信設備のデジタル化を図った。なお、昭和55年度に整備した防災行政情報通信ネットワーク地上系は、情報ハイウェイの整備に合わせて平成13年度末に廃止している。

以降、市町村合併に伴う旧町村及び土木出先・病院VSAT局の廃止、衛星携帯電話への切り替えを順次実施し、平成23～25年度には、東日本大震災津波からの復旧に伴い県庁局を含む全VSAT局について第2世代化を図り、併せて車載局を廃止した。

表 3-3-1 防災行政無線・防災行政情報通信ネットワークの整備状況 (R6.3.31現在)

整備年度	事業費 (百万円)	地上系										衛星系				合計		
		固定局					基地局	移動局					地球局					
		統制局	中継局	地方局	端末局	計		地域移動局	全県第一	全県第二	移動多重局	計	県庁局	車載局	V S A T局		計	
S53 S55	3,222	1	14	13	92	120	17	66	52			118						255
S58	517				27	27			5			5						32
S61	19				7 △7	0												0
H01	22				2	2		1				1						3
H03	1,046				△3	△3	2		1		3	4	1	1			2	5
H04	3,100					5									121	121		126
H05	2,864		4	1														
H06	15		△1			△1	△1		26			26						24
H07	228								△5	5		0			1	1		1
H08	165				1	1				11		11			1	1		13
H09					△1	△1												△1
H10					△1	△1									△1	△1		△2
H11					△1	△1			26			26			△1	△1		24
H12					△1	△1									△1	△1		△2
H13					△2	△2									△1	△1		△3
H14		△1	△17	△14	△113	△145	△18	△67	△105	△16	△3	△191						△354
H17															△1	△1		△1
H18	815														△1	△1		△1
H19	19														△1	△1		△1
H20															△1	△1		△1
H21															△1	△1		△1
H23															△25	△24		△24
H24	1,538													△1	△38	△39		△39
H25	517														9	9		9
計	14,035	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	60	60		60

2 防災行政無線の利用状況

防災行政無線（地上系。平成6年度から衛星系に切替）の年度別利用状況は、表3-3-2に示すとおりである。

平成5年度以降利用件数が増加しているのは、防災行政情報通信ネットワーク整備事業の完成に伴い利用できる回線数の増加によるものである。

表3-3-2 防災行政無線の利用状況（年度別）

年度	利 用 度 数				利 用 件 数			
	度数	月平均	日平均	対58年度比	件数	月平均	日平均	対58年度比
S55	165,625	33,125	1,104		473	95	3.2	
S56	457,100	38,092	1,252	90.9	3,666	306	10.0	55.2
S57	478,891	39,908	1,312	95.2	6,123	510	16.8	92.4
S58	502,860	41,905	1,378	100.0	6,628	552	18.2	100.0
S59	575,033	47,919	1,575	114.4	13,533	1,128	37.1	204.2
S60	589,508	49,126	1,615	117.2	17,870	1,489	49.0	269.6
S61	630,464	52,539	1,727	125.4	20,716	1,726	56.8	312.6
S62	638,917	53,243	1,750	127.1	25,924	2,160	71.0	391.1
S63	652,614	54,385	1,788	129.8	28,413	2,368	77.8	428.7
H01	617,933	51,494	1,693	122.9	23,855	1,988	65.4	359.9
H02	619,146	51,596	1,696	123.1	14,523	1,210	39.8	219.1
H03	608,424	50,702	1,667	121.0	8,814	735	24.1	133.0
H04	609,568	50,797	1,670	121.2	3,330	278	9.1	50.2
H05	704,433	58,703	1,930	140.1	1,652	138	4.5	24.9
H06	947,527	78,961	2,596	188.4	1,845	154	5.1	27.8
H07	921,917	76,826	2,526	183.3	1,470	123	4.0	22.2
H08	941,182	78,432	2,579	187.2	1,727	144	4.7	26.1
H09	979,383	81,615	2,683	194.8	2,859	238	7.8	43.1
H10	1,003,862	83,655	2,750	199.6	3,438	287	9.4	51.9
H11	1,033,952	86,163	2,833	205.6	3,852	321	10.6	58.1
H12	968,080	80,673	2,652	192.5	3,867	322	10.6	58.3
H13	839,283	69,940	2,299	166.9	2,776	231	7.6	41.9
H14	131,221	10,935	360	26.1	2,875	240	7.9	43.4
H15	126,197	10,516	346	25.1	2,999	249	8.2	45.2
H16	78,622	6,551	215	15.6	1,381	115	3.7	20.8
H17	57,302	4,775	157	11.4	781	65	2.1	11.8
H18	84,330	7,027	231	16.8	815	67	2.2	12.3
H19	11,039	919	30.2	2.2	10,633	886	29.1	160.4
H20	19,020	1,585	52.1	3.8	900	75	2.5	13.6
H21	17,253	1,438	47.3	3.4	2,063	172	5.7	31.1
H22	—	—	—	—	—	—	—	—
H23	15,075	1,256	41.3	3.0	1,383	115	3.8	20.9
H24	52,335	4,361	143.4	10.4	4,823	402	13.2	72.5
H25	40,230	3,353	110.2	8.0	5,067	422	13.9	76.4

年度	利 用 度 数				利 用 件 数			
	度数	月平均	日平均	対58年度比	件数	月平均	日平均	対58年度比
H26	32,778	2,732	89.8	6.5	3,050	254	8.4	46.0
H27	42,228	3,519	115.7	8.4	2,759	230	7.6	41.6
H28	53,190	4,433	145.7	10.6	2,811	234	7.7	42.4
H29	68,418	5,702	187.4	13.6	4,177	348	11.4	63.0
H30	50,166	4,181	137.4	10.0	2,873	239	7.9	43.3
R01	30,580	2,548	83.8	6.1	2,260	188	6.2	34.1
R02	28,056	2,338	76.9	5.6	2,058	172	5.6	31.1
R03	49,661	4,138	136.1	9.9	3,786	316	10.3	57.1
R04	43,792	3,649	120.0	8.7	4,127	344	11.3	62.3
R05	35,712	2,976	97.8	7.1	2,747	229	7.5	41.4

注1 昭和55年度集計は、11月から3月まで。

注2 平成6年度以降は衛星系県庁分を含む。

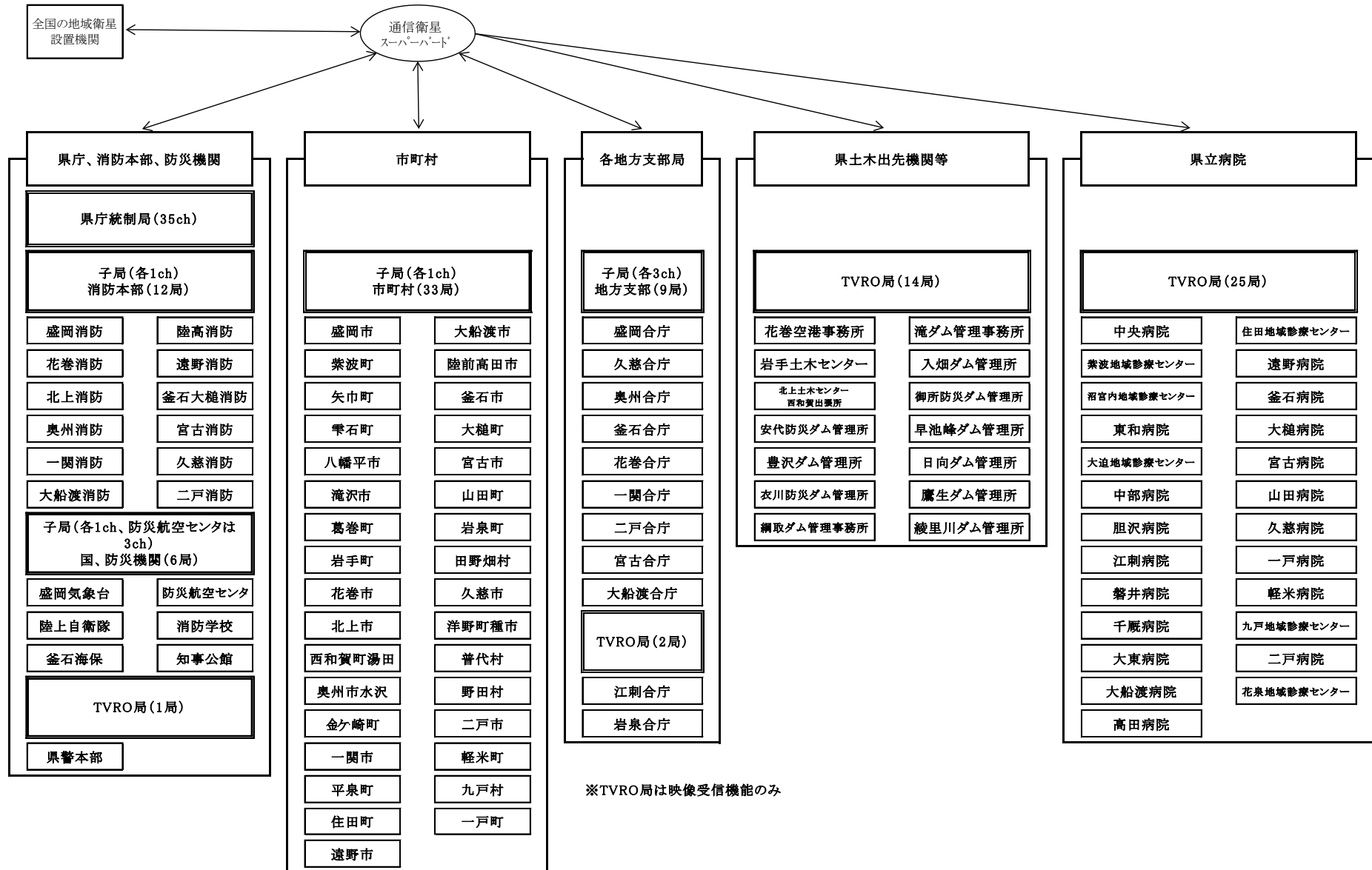
注3 平成14年度から地上系を運用停止し、衛星系のための運用となったため、集計方法を変更。

注4 平成18年度末に県庁局の設備が更新変更となったことから、集計方法を変更。

注5 平成22年度及び23年度の一部(4～5月)については、東日本大震災津波に伴う記録機器不具合によりデータが欠測したもの。

図3-3-1 防災行政情報通信ネットワーク構成図 R5. 3. 31 現在

岩手県防災行政情報通信ネットワーク構成図



第4節 航空防災消防体制

1 防災ヘリコプターの任務

広大な面積を有する本県は、地勢的特性から河川の決壊による水害や林野火災、あるいは津波による災害などの自然災害によって多くの被害を蒙っている。

これらの災害に対して、上空からの消火、人命の救助、災害状況の早期把握など地上消防力と連携した広域的かつ機動的な防災活動を展開し県民の安心な暮らしを守ることを任務としている。

2 防災ヘリコプターの更新

「ひめかみ」は、平成8年度の運航開始以来、経過年数20年、飛行時間6,000時間を超過し老朽化が進んでいることから更新整備することとし、平成26年9月17日に新機体の売買仮契約を締結（10月10日に本契約に移行）、平成28年3月24日に納入された。

平成28年度当初から、航空隊員、パイロット等の慣熟訓練を実施した後、平成28年9月30日をもって旧機体の運用を終了し、同年10月1日より新機体の運用を開始した。

3 防災ヘリコプターの活動内容

ヘリコプターは、空中停止や小さな旋回、垂直離着陸が可能であること及び機動性の面で優れているなどの特性を活用して次のような活動を行っている。

(1) 災害応急対策活動

- ・ 被災状況の偵察及び情報収集
- ・ 救援物資及び人員等の搬送
- ・ 災害に関する情報及び警報等の災害広報

(2) 消火活動

- ・ 林野火災における空中消火
- ・ 偵察及び情報収集
- ・ 消防職団員及び資機材等の搬送

(3) 救助活動

- ・ 中高層建築物等の火災における救助
- ・ 山岳遭難及び水難事故等における捜索及び救助
- ・ 高速自動車道等の道路上の事故における救助

(4) 救急活動

- ・ 交通遠隔地からの傷病者の搬送
- ・ 高度医療機関等への傷病者の転院搬送
- ・ 交通遠隔地への医師及び資機材等の搬送

(5) 広域航空消防防災応援活動

- ・ 大規模な災害等における東北各県等への応援

(6) 災害予防活動

- ・ 火災予防や林野火災の予防警戒及び防災関連行事の広報
- ・ 災害危険箇所等の調査

(7) 消防防災訓練活動

- ・ 各種消防防災訓練及び演習への参加

(8) 一般行政活動

- ・ 行政広報、空中撮影及び要人輸送
- ・ 各種行政施策等の上空視察及び調査

4 運航体制

(1) 組織

県内の消防機関から隊員 10 名の派遣を受けて岩手県防災航空隊を編成して運航している。

(2) 運航基地

地理的に本県の中心に位置している花巻空港である。

(3) 運航管理

操縦、整備点検等の運航業務は極めて特種で専門的であることから、民間航空会社である東邦航空株式会社に委託している。

(4) 運航日及び時間

運航日は通年運航体制であり、運航時間は原則として、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

5 運航の実績

防災ヘリコプター「ひめかみ」の運航実績は、次表のとおりである。

表 3-4-1 令和 5 年の月別運航実績

区 分	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	計
	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数
	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間
災 害 業 務	0	7	10	4	5	4	6	8	0	0	0	0	44
	0:00	5:09	8:00	4:06	4:56	3:25	3:17	6:01	0:00	0:00	0:00	0:00	34:54
火 災 出 動			3	3				1					7
			2:17	1:23				0:39					4:19
救 助 出 動		4	4	1	4	3	3	4					23
		3:19	3:59	2:43	4:20	2:50	1:51	3:44					22:46
救 急 出 動		3	3		1	1	3	3					14
		1:50	1:44		0:36	0:35	1:26	1:38					7:49
そ の 他													0
													0:00
防 災 業 務	0	0	3	5	5	4	3	1	0	0	0	0	21
	0:00	0:00	5:06	7:42	6:36	4:34	3:39	1:14	0:00	0:00	0:00	0:00	28:51
調 査 ・ 撮 影				2									2
				3:06									3:06
訓 練			3	3	5	4	3	1					19
			5:06	4:36	6:36	4:34	3:39	1:14					25:45
そ の 他													0
													0:00
他 都 道 府 県 応 援 業 務	0	0	1	0	3	0	2	0	0	0	0	0	6
	0:00	0:00	1:49	0:00	3:28	0:00	2:01	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	7:18
火 災 出 動			1										1
			1:49										1:49
救 助 出 動					2		1						3
					2:28		1:01						3:29
救 急 出 動					1		1						2
					1:00		1:00						2:00
訓 練													0
													0:00
そ の 他													0
													0:00
運 航 管 理 業 務	5	15	11	13	11	18	14	14	0	0	0	0	101
	9:30	13:21	13:11	14:21	12:07	23:09	15:42	17:21	0:00	0:00	0:00	0:00	118:42
訓 練		13	11	13	11	18	14	13					93
		12:24	13:11	14:21	12:07	23:09	15:42	15:20					106:14
試 験 ・ 検 査	5	2						1					8
	9:30	0:57						2:01					12:28
そ の 他													0
													0:00
そ の 他 の 行 政 業 務				2	1	1		1					5
				2:17	2:17	1:05		1:45					7:24
計	5	22	25	24	25	27	25	24	0	0	0	0	177
	9:30	18:30	28:06	28:26	29:24	32:13	24:39	26:21	0:00	0:00	0:00	0:00	197:09
運 航 休 止 日 数	31.0 日	2.0 日	0.0 日	0.0 日	4.0 日	1.5 日	6.0 日	9.0 日	10.0 日	0.0 日	6.0 日	31.0 日	100.5 日

表3-4-2 平成8年以降の運航実績

区分	平成8年～30年		令和元年 (平成31年)		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		合計	
	件数	時間	件数	時間	件数	時間	件数	時間	件数	時間	件数	時間	件数	時間
災害業務	1973	2633:30	85	85:39	75	97:23	58	58:27	61	65:12	67	55:36	2319	2995:47
火災出動	271	463:00	20	19:58	18	23:43	8	10:11	11	16:44	7	4:19	335	537:55
救助出動	942	1360:20	43	45:45	43	64:38	35	39:05	33	35:51	39	39:53	1135	1585:32
救急出動	662	670:13	19	11:35	13	8:22	15	9:11	14	9:41	21	11:24	744	720:26
その他	98	139:57	3	8:21	1	0:40	0	0:00	3	2:56	0	0:00	105	151:54
防災業務	1294	1559:33	36	36:18	11	14:32	16	18:00	15	22:18	31	41:03	1403	1691:44
調査・撮影	296	435:18	4	6:30	2	2:32	3	4:01	2	2:55	2	3:06	309	454:22
訓練	974	1087:58	32	29:48	8	9:22	13	13:59	13	19:23	29	37:57	1069	1198:27
その他	24	36:17	0	0:00	1	2:38	0	0:00	0	0:00	0	0:00	25	38:55
他都道府県応援業務	114	221:48	8	12:17	2	2:55	7	6:36	10	20:18	11	15:14	152	279:08
火災出動	14	34:45	3	5:47	1	0:56	1	2:49	2	10:12	1	1:49	22	56:18
救助出動	21	40:11	3	4:31	1	1:59	3	2:08	3	3:00	7	10:01	38	61:50
救急出動	15	21:35	1	1:16	0	0:00	3	1:39	2	1:56	3	3:24	24	29:50
訓練	54	104:11	0	0:00	0	0:00	0	0:00	3	5:10	0	0:00	57	109:21
その他	10	21:06	1	0:43	0	0:00	0	0:00	0	0:00	0	0:00	11	21:49
運航管理業務	2472	2652:13	143	143:34	112	109:58	154	178:20	117	123:52	129	147:53	3127	3355:50
訓練	2177	2323:46	134	130:37	104	106:35	146	167:29	110	110:57	121	135:25	2792	2974:49
試験・検査	230	266:25	8	12:42	8	3:23	8	10:51	7	12:55	8	12:28	269	318:44
その他	65	62:02	1	0:15	0	0:00	0	0:00	0	0:00	0	0:00	66	62:17
その他の行政業務	220	422:34	9	15:01	9	13:09	9	13:48	8	14:39	6	9:24	261	488:35
合計	6073	7489:38	281	292:49	209	237:57	244	275:11	211	246:19	244	269:10	7262	8811:04
運航休止日数	1500.0日		78.5日		125.0日		112.0日		133.0日		100.5日		2049.0日	

第5節 総合防災センター

1 総合防災センターの概要

- ・名称 岩手県立総合防災センター
- ・所在地 紫波郡矢巾町医大通二丁目2番2号（岩手県消防学校隣接）
- ・構造等 RC造2階建 延床面積 877.92㎡（建築面積 544.01㎡）
- ・沿革 県民に対する防災思想の普及・啓発を図り、併せて大規模広域災害の発生に対処した防災資機材を備蓄する施設として、昭和60年度に矢巾町に建設され、昭和61年4月19日に開館した。
平成9年3月31日に展示を全面改装し、その後、平成27年3月31日に展示の一部を改装した。
- ・建築事業費 514百万円（改装費 157百万円）

2 運営

(1) 主な事業内容

- ア 防災に関する資料の展示及び体験学習
- イ 防災に関する教育、指導及び相談
- ウ 防災に関する講習会、講演会の開催
- エ 防災に関する資料作成配布及び貸与

(2) 開館時間

9：00～17：00

(3) 休館日

- ア 毎週月曜日（月曜日が祝祭日又は振替休日の場合は、その翌日）
- イ 年末年始（12月29日～翌年1月3日）

3 利用状況

岩手県立総合防災センターの昭和61年4月の開館から令和6年3月31日までの利用者は、403,146人となっている。主な利用者は、消防職・団員、幼稚園・小学校、婦人消防クラブ、子供会等の団体で244,866人、個人で158,280人となっている。

平成7年7月から、防災体験セミナー（6コース～防災・避難・消火・応急処置・幼児・総合）を開設し、平成8年度に、展示施設の全面改修、平成10年度から、毎年9月に「消防体験まつり」を開催するなど、ハード、ソフト両面で改善し、市町村等の防災教育との差別化を図っている。

今後とも、市町村、消防機関、教育委員会等の関係機関に利用促進を働きかけて行くとともに、自主防災組織の育成強化を図るため魅力あるカリキュラムによる研修会を開催するなど、県民の防災意識啓発の拠点として活用していくこととしている。

4 指定管理者制度の導入

指定管理者による自主事業や、独自のノウハウによる運営などについて民間の活力を導入し、岩手県立総合防災センター設置の目的を最大限に達成するため、指定管理者制度を平成18年4月から導入している。

表 3-5-1 岩手県立総合防災センターの年度別利用者数 (令和6年3月31日現在)

単位：人

	団体 () は団体数	個人	計	一日平均
昭和61年度	8,336 (234)	5,951	14,287	47
62	8,164 (236)	7,843	16,007	50
63	8,077 (211)	8,210	16,287	51
平成元年度	6,984 (195)	7,317	14,301	46
2	6,462 (171)	6,528	12,990	41
3	7,492 (211)	7,307	14,799	45
4	7,980 (181)	4,065	12,045	37
5	6,388 (133)	2,651	9,039	29
6	5,524 (112)	2,854	8,378	27
7	5,962 (157)	3,099	9,061	29
8	5,564 (133)	3,324	8,888	29
9	7,995 (215)	4,037	12,032	38
10	7,694 (195)	5,936	13,630	44
11	7,868 (196)	4,187	12,055	39
12	8,463 (200)	3,947	12,410	40
13	7,760 (205)	4,328	12,088	39
14	7,512 (205)	4,467	11,979	39
15	7,711 (192)	3,677	11,388	37
16	7,066 (188)	3,759	10,825	35
17	7,412 (202)	2,716	10,128	33
18	7,115 (203)	3,207	10,322	33
19	7,660 (233)	3,447	11,107	36
20	7,765 (226)	3,802	11,567	37
21	7,185 (219)	3,037	10,222	33
22	7,104 (209)	4,114	11,218	35
23	6,438 (229)	1,249	7,687	24
24	6,015 (197)	3,301	9,316	30
25	5,237 (155)	3,771	9,008	29
26	6,709 (209)	5,387	12,096	39
27	6,200 (208)	4,027	10,227	33
28	6,224 (193)	5,165	11,389	37
29	6,132 (203)	5,111	11,243	37
30	5,586 (199)	5,761	11,347	37

令和元年度	4,879	(145)	3,946	8,825	29
2	1,549	(75)	1,591	3,140	11
3	1,684	(79)	1,448	3,132	11
4	2,321	(120)	1,679	4,000	13
5	2,649	(130)	2,034	4,683	15
合 計	244,866	(7,004)	158,280	403,146	

第4章 危機管理体制

1 経緯

県では、災害対策基本法に基づく災害に対応するための組織として、総務部に消防防災課を設置し、地震・津波、大雨・洪水、火山、林野火災等の自然災害等に対し、「岩手県地域防災計画」に基づき、それぞれの災害毎に予防、応急対策、復旧復興策を講じてきた。

しかしながら、米軍機の釜石山中への墜落事故（平成11年1月）、コンピュータ西暦2000年問題（平成11年12月～平成12年3月）等が発生し、危機事案の内容によっては、所掌する部局が不明確であり、県全体としての組織的対応という観点から対応不十分という課題が生じてきた。

このため、全庁的に危機事案の洗い出しを行い、平成12年2月、それぞれの危機事案ごとにその対応を定めた「岩手県危機管理対応方針」を策定するとともに、このなかで消防防災課（現・防災課）を総合所管部局とし、主な危機事案について担当部局を明確に定め、危機事案対応に備えているところである。

(1) 岩手県危機管理対応方針の制定

危機の発生等により、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、主として情報の収集及び伝達等を迅速かつ円滑に行うため、危機の担当部局及びその対応要領等を明確にした「岩手県危機管理対応方針」を平成12年2月に制定した。平成16年4月1日に本部長を知事とする岩手県事故（事件）対策本部の設置ができるように改正した。また、平成21年4月1日には全面的な改正を行い、目的や危機の定義、総合防災室と各部局の責務、危機管理体制などを明確化し、危機管理の総合的な対処方針とした。

(2) 危機管理主査の設置

平成12年度、危機管理に関する総合所管課を消防防災課とするとともに、新たに危機管理主査を配置し、各部局と連携を図りながら、危機発生時の被害等を最小限に抑えるための危機管理全般の調整、対応等を行えるよう体制を強化した。

(3) 総合防災室の設置

平成13年4月1日の県の組織再編に合わせて、「消防防災課」を「総合防災室」に再編するとともに、「総合防災室」に「危機管理監」を新たに設けた。

(4) 危機管理連絡会議の設置

平成13年11月6日に、危機の発生に備え、平常時から部局間の連携や情報の共有化を図るとともに、危機発生時において、迅速かつ的確に対処するため、全庁的な連絡調整を図ることを目的として設置した。

(5) 防災危機管理監の設置

災害や事故等の緊急事態への対処能力の充実強化を図るため、平成14年度に、防災や危機管理分野の専門的な能力やノウハウを培ってきた自衛隊OBを「防災指導監」として採用し、平成18年度からは「防災危機管理監」に職名変更し、危機管理全般の企画立案に対応している。

(6) 復興防災部、防災課の設置

令和3年度の組織再編で、復興を引き続き県の最重要課題と位置づけ、復興の着実な推進に取り組むとともに、東日本大震災津波や台風災害等からの教訓・知見を危機管理事案への対応に生かし、迅速な復旧・復興につなげていくため、「復興防災部」を新設。「総合防災室」の廃止に伴い新設された「防災課」（自然災害に係る防災施策の企画調整や地域防災力強化を担う）を同部の下に設けた。

2 危機管理への取り組み

(1) 危機管理に対する職員の意識の高揚

危機管理体制の構築及び職員に対する「危機管理意識」の高揚、啓発を目的として、平成12年度から平成19年度までは、民間シンクタンク及び大学教授等を招き、年1回(計8回)の危機管理セミナーを開催した。

平成20年度以降は、訓練を重点とすることとし、年に数回の災害対策本部支援室研修等を通じて、職員の意識及び対処能力の向上を図っている。

令和5年度は、災害対策本部支援室職員に対する研修会や図上訓練、24時間危機管理体制に対応する職員(兼災害警戒本部職員)に対する研修会を行い、危機管理に対する職員の意識の高揚を図った。

(2) 危機対応マニュアルの整備

岩手県危機管理対応方針に基づき、関係各部では危機対応マニュアルを作成している。

(表4-1)

(3) 危機管理に対応するための24時間危機管理警戒体制の実施

勤務時間外等における各種危機事案の発生に対して、より迅速かつ的確に対処できるよう、平成13年4月1日から、本庁知事部局及び盛岡地方振興局の本庁次長級、課長級の管理職1名と総合防災室職員、盛岡地方振興局企画総務部の職員1名、計2名の当直による24時間危機警戒体制を実施した。

平成14年12月28日から、盛岡地方振興局企画総務部職員の当直を解除し、管理職と総合防災室職員の体制とするとともに、土日祝祭日など休日の日直については、業者委託による対応に切り替えた。

平成16年4月1日から、盛岡地方振興局の次長級、課長級の管理職の当直を解除し、本庁室長級、総括課長級及び担当課長級のうち、特別調整額を支給されている管理職1名と総合防災室職員1名(土日祝祭日など休日の日直は委託業者)の計2名で実施し、平成17年4月1日からは、総務部総務室の室長、課長を除く職員が一般職員として参加し、それに伴い日直の委託を廃止することで、初動体制の強化を図った。更に、同年11月からは人事課及び税務課職員を、平成18年度からは組織改編により総務事務センター職員を、平成22年6月からは管財課職員を加えた。

令和3年度の組織改編により、復興防災部職員のみでは宿日直の一般職員数が不足することから、知事部局本庁の主任主査級以下の職員を対象とした。

また、災害警戒本部対応にあたる「待機班」も編成されており、平成17年4月以降は年度毎の体制に合わせながら班編成を変更させてきたが、平成24年4月からは現行の15個班編成を基本としており、1個班3名(管理職の班長1名、一般職の班員2名)の体制を敷いている。

表4-1

主な危機事案と担当部局

危機管理対応マニュアル名	所管部局・室課名
1 自然災害	復興防災部防災課
2 武力攻撃事態・緊急対処事態	復興防災部防災課
3 航空機事故(花巻空港内及びその周辺)	県土整備部港湾空港課
4 航空機事故(その他) ※除く米軍機、自衛隊機事故	復興防災部防災課
5 列車事故(三陸鉄道・いわて銀河鉄道・JR)	ふるさと振興部交通政策室
6 米軍関係事故	復興防災部防災課
7 自衛隊関係事故	復興防災部防災課

第5章 産業保安行政

1 火薬類・猟銃等の保安

(1) 火薬類・猟銃等規制の目的

火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）及び武器等製造法（昭和 28 年法律第 145 号）の規定に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵、消費その他の取扱及び猟銃等の製造、販売その他取扱を規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的としている。

(2) 火薬類・猟銃等関係事業所（製造、販売貯蔵等）の現状

火薬類取締法及び武器等製造法に基づく火薬類及び猟銃等の製造・販売等の許可事業所数は、表 5-1-1 のとおりである。

表 5-1-1 火薬類・猟銃関係事業所数

令和 6 年 3 月 31 日現在

製造事業所		販 売 事 業 所							合 計 ※	
煙	火	火薬・爆薬・火工品	火工品のみ	実包・猟銃用火薬	船舶用火工品	銃用空包	建設用びょう打ち	煙火		競技用紙雷管
2		12	52	22	3		1	42	61	75

火 薬 庫						火 薬 庫 外 場 所	
1 級	2 級	3 級	実包	煙火	導火線	販売業者	その他
63	6	5	3	17	0	24	25

猟 銃 等 製 造 販 売 所			
製 造	製 造 ・ 販 売	販 売	合 計
2	11	5	18

※ 火薬販売事業所の合計欄は販売事業所の総数であり、重複があるため販売火薬の種類合計値とは異なる。

(3) 火薬類・猟銃等関係認可等件数

火薬類取締法及び武器等製造法に基づく令和 5 年度の許可件数は、表 5-1-2 のとおりである。

表 5-1-2 火薬類・猟銃等関係許可件数

令和 5 年度

許可区分	件 数	許可区分	件 数
製 造 営 業 許 可	0	消 費 許 可	1
販 売 営 業 許 可	3	煙 火 消 費 許 可	95
火 薬 庫 設 置 許 可	1	廃 棄 許 可	1
譲 渡 許 可	3	輸 入 許 可	0
譲 受 許 可	30	猟 銃 等 製 造 許 可	0
譲 受 ・ 消 費 許 可	100	猟 銃 等 販 売 許 可	0

(4) 免状の交付

令和5年度の火薬類取扱（製造）保安責任者免状交付件数は表5-1-3のとおりである。

表5-1-3 火薬類取扱（製造）保安責任者免状交付件数 令和5年度

免状種別	免状交付	免状再交付	免状書換え	計
甲種取扱保安責任者	21	4	1	26
乙種取扱保安責任者	5	1	0	6
丙種製造保安責任者	2	0	0	2
計	28	5	1	34

(5) 立入検査等

ア 火薬類危害予防週間を中心に、適時、火薬類消費場所等（採石場・花火大会打揚場所等）に立入り、「火薬類の保安管理、取扱基準の遵守」及び「盗難防止設備等の維持管理」の状況について、立入検査を行っている。

イ 火薬類製造施設及び火薬庫について、その位置、構造、及び設備等の技術基準への適合状況について、年1回保安検査を実施している。（火薬庫に係る避雷針及び土堤については3年に1回）

ウ 2年に1回、猟銃等製造所及び販売事業所に立入り、猟銃等の「保管設備の維持管理」、「受払及び在庫確認」等の検査を行っている。（表5-1-4は令和5年度実施した検査件数。）

表5-1-4 火薬類・猟銃等立入検査実施件数 令和5年度

検査区分 検査場所	立 入 検 査		保 安 検 査		完成検査
	対象 事業所数	検査 事業所数	対象 事業所数	検査 事業所数	
煙 火 製 造 所	2	2	2	2	0
火 薬 類 販 売 所	10	7	—	—	—
火 薬 庫	40	36	30	30	0
煙 火 消 費 場 所	87	45	34	15	—
消 費 場 所	32	27	14	14	—
計	171	117	80	61	—
猟銃等製造販売所	2	2	—	—	—
猟銃等販売所	5	5	—	—	—
製造所・販売所	9	9	—	—	—
計	16	16	—	—	—

(6) 火薬関係業務従事者に係る保安指導等の実施状況

火薬関係業務従事者に対しての保安管理技術の指導として、火薬類消費場所等保安管理技術研修会を一般社団法人岩手県火薬類保安協会に委託して実施している。

令和5年度は、二戸市で実技研修及び座学研修を実施し、65人が参加した。

(7) 火薬類事故の発生状況

令和5年中に事故の発生なし。

2 高圧ガス・液化石油ガスの保安

(1) 高圧ガス・液化石油ガス等規制の目的

産業に多く利用されている高圧ガスには、圧縮ガスと液化ガスの二種類があり、圧縮ガスとは、容器に充てんされた窒素ガスや水素ガスのように気体の状態で圧力を持っているものをいい、液化ガスとは、LPガスや液化酸素のように容器の中で圧力を持った液体をいう。これら高圧ガスは、事業者の自主保安活動を促進し、公共の安全を確保することを目的として、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）により製造・貯蔵・販売・移動その他の取扱いが規制されている。また、液化石油ガス（LPG）は、昭和30年代以降の国内における急速な一般家庭への普及と事故多発に伴い、それまでの高圧ガス保安法での規制から分離され、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）による規制により、災害防止、取引の適正化、公共の福祉の増進を目的としている。

(2) 高圧ガス保安法関係

ア 高圧ガス製造者等事業所（製造・貯蔵所等）の現状

高圧ガス保安法に基づき、許可、届出又は登録された事業所等の数（権限移譲市を含む。以下、表中の数値は全て同様。）は表5-2-1のとおりである。

表5-2-1 高圧ガス関係事業所数

令和6年3月31日現在

区 分	第1種製造者	第2種製造者	販売業者	第1種貯蔵所	第2種貯蔵所	容器検査所
一般ガス・LPガス	112	449	628	60	149	6
冷 凍	60	1,051				
計	172	1,500	628	60	149	6

※1 第1種製造者（冷凍、特定製造事業所を除く。）とは、処理量が100m³/日以上（不活性ガスの場合は、300m³/日以上）の事業所をいい、第2種製造者とは、処理量が100m³/日未満（不活性ガスの場合は、300m³/日未満）をいう。なお、冷凍の場合の第1種製造者とは、冷凍能力が20トン/日以上（フルオロカーボンの場合は、50トン/日以上）の事業所をいい、第2種製造者とは、冷凍能力が3トン/日以上20トン/日未満（フルオロカーボンの場合は、20トン/日以上50トン/日未満）の事業所をいう。

※2 第1種貯蔵所とは、貯蔵量が1,000m³以上（不活性ガスの場合は、3,000m³以上）の事業所をいい、第2種貯蔵所とは、貯蔵量が300m³以上1,000m³未満（不活性ガスの場合は、300m³以上3,000m³未満）の事業所をいう。

※3 岩手県では、花巻市、奥州市及び一関市に高圧ガス保安法の権限を移譲している。

イ 高圧ガス関係許認可等件数

高圧ガス保安法に基づく令和5年度の許認可、届出並びに登録件数は表5-2-2のとおりである。

表5-2-2 高圧ガス許認可等件数

令和5年度

区 分	第1種製造者		販 売 事業届	第1種貯蔵所		容器検査所 の登録
	製造許可	変更許可		設置許可	変更許可	
一般・液石ガス	0	8	42	0	1	0
冷 凍	0	1	—	—	—	—
計	0	9	42	0	1	0

ウ 各種検査の実施状況

- (ア) 第一種製造施設について、その位置、構造、及び設備等が技術基準への適合状況について、指定保安検査機関が年1回保安検査を実施し、その報告を受けている。(ガスの種類及び物質によっては、2年又は3年に1回)
- (イ) 製造許可又は施設等変更許可を受けた施設の完成時に、当該施設が申請どおりに施工されているか確認するため、指定完成検査機関が完成検査を行っている。
- (ウ) 例年、関係機関と合同で高圧ガス運送車両(タンクローリー等)に対する路上点検を実施し、高圧ガスの移動が、移動に係る基準に従って適切に行われているかを検査・確認している。
- 各種検査の実施状況については表5-2-3のとおりである。

表5-2-3 高圧ガス保安検査等実施件数

令和5年度

検査対象		検査区分	保安検査 (指定保安検査 機関実施含む)	完成検査 (指定完成機関実施含む)		路上点検	
				新規	変更	点検台数	違反台数
第一種製造 施設	一般・液石		79	8	21	—	—
	冷凍		16	0	1	—	—
第一種貯蔵所			—	1	2	—	—
タンクローリー			—	—	—	1	0
容器ばら積み			—	—	—	2	0

(3) 液化石油ガス法関係

ア 液化石油ガス販売事業所等の現状

液化石油ガス法に基づく、知事所管に係る販売事業所、登録事業所等数(権限移譲市を含む。以下、表中の数値は全て同様。)は表5-2-4のとおりである。

表5-2-4 液化石油ガス関係事業所数

令和6年3月31日現在

販売所	特定供給設備	保安機関	特定液化石油 ガス設備工事業者	充てん設備
341	43	360	751	37

※1 特定供給設備：液化石油ガスの供給のための設備で、その貯蔵が、ボンベの場合は3トン以上、貯槽又はバルク貯槽の場合は1トン以上の設備

※2 保安機関：LPガスの一般消費者について、供給開始時点検・調査、容器交換時等供給設備点検等、7項目の保安業務の全部又は一部を行うもので認定を受けている機関

※3 充てん設備：液化石油ガスの供給のための貯蔵設備である貯槽又はバルク貯槽に充てんするための設備で、民生用バルクローリーと従来型バルクローリーの2種類がある。

※4 岩手県では、花巻市、遠野市、奥州市及び一関市に液化石油ガス法の権限を移譲している。

イ 液化石油ガス関係許認可等件数

液化石油ガス法に基づく令和5年度の許認可等件数は表5-2-5のとおりである。

表5-2-5 液化石油ガス関係許認可等件数

令和5年度

販売事業者の登録	保安機関の認定等	貯蔵施設等 設置許可等	充てん設備の許可等
1	3	1	8

ウ 各種検査の実施状況

- (ア) 液化石油ガス販売事業者、保安機関及び液化石油ガス器具販売事業者について、台帳等の管理状態、

貯蔵施設等の維持管理状況を検査するため立入検査を行っている。

(イ) 製造許可又は施設等変更許可を受けた施設の完成時に、当該施設が申請どおりに施工されているかどうかを確認するため、完成検査を行っている。

(ウ) 充てん設備（バルクローリ）について、その位置、構造、及び設備等が技術上の基準に適合しているかについて、年1回保安検査及び立入検査を実施している。

立入検査の実施状況は、表5-2-6のとおりである。

表5-2-6 液化石油ガス立入検査実施件数 令和5年度

区 分	立入検査
販 売 事 業 者	49
保 安 機 関	55
器具等販売事業者	22

(4) 各種免状の交付

ア 製造保安責任者免状

高圧ガスの製造に係る保安の統括的又は実務的な業務を行う者に必要な資格で、免状の種類によっては、高圧ガス製造施設の保安係員等として、高圧ガス製造施設に関する保安に携わることができる。

イ 販売主任者免状

高圧ガスの販売事業所において、販売に係る保安の実務を含む統括的な業務を行う者に必要な資格で、販売の経験のある高圧ガスの種類に応じて、定められた種類の高圧ガスの販売に関する保安に携わることができる。

ウ 液化石油ガス設備士免状

一般家庭用等のLPガス供給・消費設備の設置工事又は変更工事（硬質管相互の接続、取り外し及び気密試験等の作業）等を行う者は、必ず取得しなければならない資格で、この資格を取得しなければ、液化石油ガスの設備工事に携わることができない。なお、免状の交付状況は、表5-2-7のとおりである。

表5-2-7 各種免状交付件数（新規） 令和5年度

免状の 種 類	乙種 化学	丙種化学		乙種 機械	冷凍機械		販売主任者		液化石 油ガス 設備士
		液 石 丙 化	特 別 丙 化		第2種	第3種	第1種	第2種	
5年度	3	20	23	18	5	30	23	55	71
累 計	131	1,258	789	298	522	2,160	628	7,212	5,388

(5) 高圧ガス及び液化石油ガス事故の発生状況

令和5年に発生した高圧ガス及び液化石油ガス関係の事故件数は表5-2-8のとおりであり、事故の概要等は表5-2-9及び表5-2-10のとおりである。

表5-2-8 高圧ガス、液化石油ガス関係事故発生状況 令和5年（暦年）

区分	液化石油ガス			一般高圧ガス			冷 凍			計		
	件 数	死者数	負傷者数	件 数	死者数	負傷者数	件 数	死者数	負傷者数	件 数	死者数	負傷者数
令和5年	6	0	0	1	0	0	4	0	0	11	0	0

表5-2-9 令和5年 高圧ガス関係事故

No.	発生日	発生場所	人身被害	事故種別	事故概要
1	5.8.7	北上市	なし	漏えい	移動式製造設備（窒素）のフレキシブルチューブが疲労破壊し漏えいが発生したものの。
2	5.5.9	普代村	なし	漏えい	冷凍機の冷却コンデンサーとオイルクーラーの銅管が凍結により破損し冷媒が漏えいしたものの。
3	5.7.5	北上市	なし	漏えい	冷凍機の圧縮機の圧力計配管が経年劣化による腐食により冷媒が漏えいしたものの。
4	5.8.10	久慈市	なし	漏えい	冷凍設備の冷媒（アンモニア）が酷暑により圧力が上昇して安全弁から流出したものの。
5	5.9.7	二戸市	なし	漏えい	冷凍設備の冷媒配管のろう付け部が振動・劣化により破損し、冷媒が漏えいしたものの。

表5-2-10 令和5年 液化石油ガス関係事故

No.	発生日	発生場所	人身被害	事故種別	事故概要
1	5.1.13	盛岡市	なし	漏えい	落雪によりガス機器が破損し漏えいに至ったものの。
2	5.2.8	盛岡市	なし	漏えい	同上
3	5.2.12	盛岡市	なし	漏えい	同上
4	5.2.24	盛岡市	なし	漏えい	同上
5	5.7.29	盛岡市	軽症1人	漏えい・火災	キッチンカーのコンロから漏洩したガスに引火し、爆発火災により作業者が火傷したものの。

3 電気工事等の保安

(1) 電気工事等規制の目的

電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）は、電気工事業者等の登録等、業務の規制を行うことにより業務の適正な実施の確保、電気工作物の保安の確保に資することを目的としている。

電気用品安全法（昭和36年法律第234号）は、電気用品の製造、販売等の規制により、電気用品による危険及び障害の発生防止を目的としている。

電気工事士法（昭和35年法律第139号）は、電気工事の作業に従事する者の資格・義務を定め、もって電気工事の欠陥による災害の発生の防止に寄与することを目的としている。

(2) 電気関係事業所等の現状

電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく、電気工事業者数及び登録・届出数は次のとおりである。

ア 事業者・営業者数

表5-3-1 電気工事業者数

令和6年3月31日現在

	登録電気工事業者	通知電気工事業者	みなし	
			登録電気工事業者	通知電気工事業者
事業者数	394	46	322	32
営業所数	400	46	330	32

注) 登録電気工事業者：一般電気工作物（一般家庭用）及び自家用電気工作物（工場用等）の電気工事業を営む者
 通知電気工事業者：自家用電気工作物のみの電気工事業を営む者
 みなし登録電気工事業者：建設業法の許可を受け一般電気工作物及び自家用電気工作物の電気工事業を営む者
 みなし通知電気工事業者：建設業法の許可を受け自家用電気工作物のみの電気工事業を営む者

イ 登録・届出等

表5-3-2 登録・届出数 令和5年度

	新規登録	登録更新	登録事項 変更届出	事業廃止届
登録電気工事業者	32	43	9	19
通知電気工事業者	0	-	-	1
みなし登録電気工事業者	-	0	44	3
みなし通知電気工事業者	-	-	0	0

(3) 電気工事士法関係免状交付等の状況

表5-3-3 電気工事士等試験・免状交付実施数

	第一種電気工事士			第二種電気工事士		
	新規交付	再交付	書換え	新規交付	再交付	書換え
令和5年度	112	17	3	594	52	9

※1 第一種電気工事士免状取得者は、一般用電気工作物及び自家用電気工作物の工事に従事できる。

※2 第二種電気工事士免状取得者は、一般用電気工作物の工事に従事できる。

(4) 立入検査の状況

「電気工事業の業務の適正化に関する法律」及び「電気用品安全法」に基づく電気工事業者及び電気用品販売事業者に対する立入検査件数は次のとおりである。

表5-3-4 電気工事業業者立入検査実施数 令和5年度

	登録電気工事業者	通知電気工事業者	みなし 登録電気工事業者	みなし 通知電気工事業者
検査対象 事業者数	394	46	322	32
検査営業所数	57	0	54	0
実施率(%)	14.5	0	16.8	0
違反件数	0	0	0	0

表5-3-5 違反件数の内訳 令和5年度

	登録後の内容 の変更、手続き	器具の備付	標識の掲示	帳簿の備付	合計
登録 (みなし含む)	0	0	0	0	0

表 5 - 3 - 6 電気用品販売事業者立入検査実施数

令和 5 年度

立入検査 販売店数	無表示電気用品	表示内容違反 電 気 用 品	その他の違反 電 気 用 品	違反合計
51	0	0	0	0